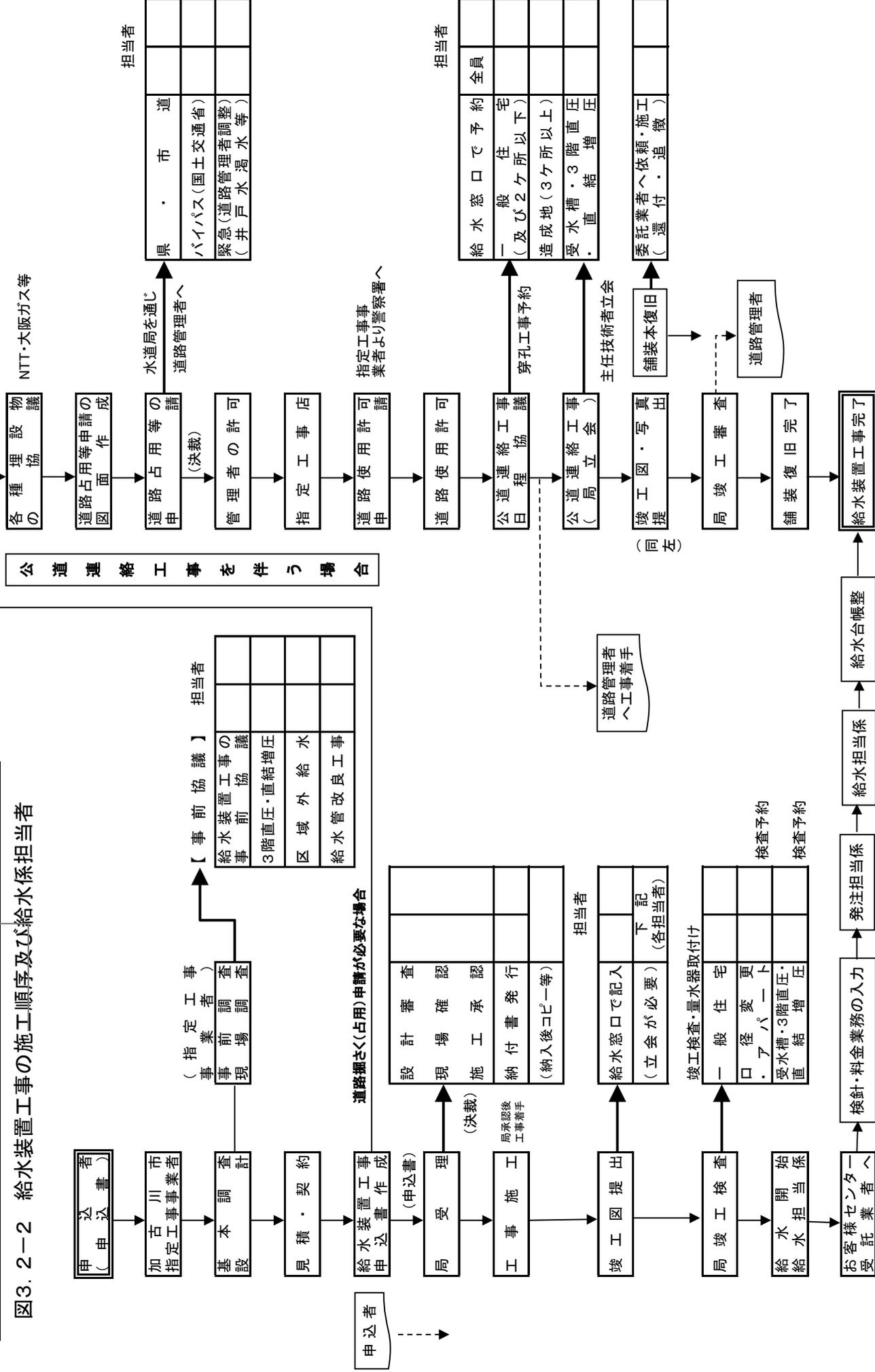


給水装置工事のフロー及び簡易マニュアル

No1

図3. 2-2 給水装置工事の施工順序及び給水係担当者



給水装置工事申込・竣工時の提出書類一覧

No2

工事申込時

● ……必要
▲ ……該当する場合
○ ……別紙提出書類一覧を参照

提出書類 工事申込種別	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	その他
	給水申込書	位置図 住宅地図 新しい(仮重記入)	道路許可申請 ・県・市・その他・私道を掘削 道路掘削の場合(占用)の場合 一部の車道は同家書(中込書重録記入可)	土地承諾書	分岐承諾書 私の給水管より 分岐する場合(中込書重録記入可)	所有者変更届 申込者が台帳上 の所有者と違う 場合(同にて確認)	既設承認 井戸水等からの 給水切替で既設 給水装置を使用 を申込に添付	給水開始工専用
新設(新たに給水装置を設ける工事)								
1	① 取出し工事が必要な工事用	●	▲	▲	▲	---	---	給水開始工専用
	② 取出し工事が必要な家屋内含む	●	▲	▲	▲	---	▲	既設取出し・有は
	③ 既設取出しの有る工事用	●	---	---	---	---	---	代理人・竣工図
	④ 既設取出しの有る家屋内含む	●	---	---	---	---	▲	を申込に添付
2	取出し(新設でメータ必要なし)	●	●	▲	▲	---	---	---
3	増設(栓数を増加する工事)	●	●	---	---	▲	---	---
	① 工事用(1-①)からの家屋内増設	●	●	---	---	▲	▲	---
	② 増築等に伴う家屋内増設	●	●	---	---	▲	▲	---
4	改造(給水装置の原形を変える工事)	●	●	---	---	▲	▲	---
	① 既設装置の一部(家屋内)を使用	●	●	---	---	▲	▲	---
	② " (取出し工事必要)	●	●	▲	▲	▲	▲	---
5	改造(メータの口径変更)	●	●	---	---	▲	▲	---
	① 既設装置の一部(家屋内)を使用	●	●	▲	▲	▲	▲	---
	② " (取出し工事必要)	●	●	▲	▲	▲	▲	---
6	撤去(給水装置を撤去する工事)	●	●	▲	▲	▲	---	---
	① 不要となった給水装置を元から撤去する工事	●	●	▲	▲	▲	---	---
7	1新設+6撤去(同時申込)	●	●	▲	▲	▲	▲	---
	① 既設給水装置がある場合(建替え・移転)等は1・6を同時申込で分相金の相殺ができる	●	●	▲	▲	▲	▲	---

※その他管理者が必要と認めるときは、報告書や資料等の提出を求められることがある。

工事竣工届時

No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	その他
給水開始届 新設メータ取付 メータ持帰可	代理人満足届 工事用等	竣工届 見本参照	使用変更届 工事用等から 水道使用者等 の変更のある場合	所有者変更届 当初の申込者 から所有者が 変更の場合	廃止届 メータの廃止	水圧記録 ペグ工法は 水圧チャート60分 と写真を添付
●	●	●	---	---	---	---
●	---	●	---	▲	---	▲
負担金納入後 メータ持帰可	提出済	提出済	---	---	---	---
●	---	●	---	▲	---	▲
---	---	●	---	---	---	---
---	---	●	---	---	---	---
---	---	●	●	▲	---	▲
---	---	●	▲	▲	---	▲
●	▲	●	---	▲	●	▲
●	▲	●	---	▲	●	▲
---	---	●	---	---	●	---
●	---	●	---	▲	●	▲

※検査の前日までに竣工届(届)等を提出して下さい。
※竣工届(届)には、『主任技術者の検査記録報告書』を添付提出して下さい。

給水装置工事申込書 チェックシート

各給水申込毎に事前に下記項目を確認した後、受付簿へ記入して下さい

チェック欄			確認項目(参考)	
項目	確認済	その他		
1	申請者 関係	<input type="checkbox"/>	—	*年・月・日 *氏名・印 *ふりがな *地番 (各書類に記入) *メータ保管印 *メータ口径 *栓数 *工事種別 (新・増・改の場合) *給水方式 *その他
2	指定工事事業者	<input type="checkbox"/>	—	*指定工事事業者名・印 *主任技術者名・印 *業者コード *交付番号
3	付近見取り図	<input type="checkbox"/>	—	*新しい住宅地図のコピー(申請地に矢印を記入) (*造成地には区画図記入して下さい)
4	基本設計	<input type="checkbox"/>	—	*配水管(分岐元)口径・管種 *引込み(分岐)口径 *メータ(止水)位置 *バルブ位置 *その他
5	給水装置の製図 メータ位置	<input type="checkbox"/>	—	*敷地境界より記入 (*維持管理・検針が容易な場所) *記入見本参照
6	給水装置の製図 平面図	<input type="checkbox"/>	—	明瞭かつ正確に(方位記入) (*道路より敷地全体を記入し配管に重点をおき作図) *記入見本参照
7	給水装置の製図 立面図	<input type="checkbox"/>	—	*45度に傾斜させて、明瞭で判別しやすく描く *記入見本参照
8	使用材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*公道連絡部分の材料を記入 (*分岐よりメータBOXまで)
9	承諾書 関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*里道(町内会同意) *水利(水利組合同意書) *土地承諾(私道他) *分岐承諾(分岐元私管の場合) *既設承認願(井戸、簡水等より統合)
10	所有者変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*現在給水台帳上の所有者確認(増・改・撤申請の申込者に注意) (変更の要・不要は提出前に局職員に問わせて下さい) *旧所有者名記入
11	添付書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*3階直圧・直結増圧・受水槽式給水等、特別な場合 *水理計算書 *承諾図 *参考図 *その他
12	道路占用(掘削)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	*道路申請願(氏名・印) *位置図6枚 *平・断面図4枚 *現況写真3枚 (掘削ヶ所明示)(給水管朱書き) *路線名記入 *他社占用物(事前協議) (NTT・大阪ガス・関電・等)

*お願い

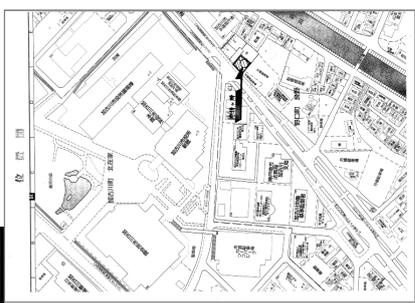
上下水道局での、事前調査・相談時の資料(写し)の添付、及び、専用栓番号がわかっている場合は記入して下さい。

給水工事申込み書・竣工図書提出時の書類一覧（見本）

給水工事申込み書提出時

No.1 給水申込み書

No.2 位置図



No.11 給水開始届

No.12 代理人選定届

No.3 道路許可申請

道路占用(掘削) 果・市・その他道路の場合

- * 道路申請願 (氏名・印) 6枚
- * 位置図 4枚
- * 平・断面図 4枚
- * 現況写真 3枚
- * 路線名記入
- * 他社占用物(事前協議) (NTT・大阪ガス・関電・等)

里道の場合

No.4,5 土地/分岐承諾書

No.6 所有者変更届

No.7 既設承認

No.13 竣工図

No.14 使用変更届

No.15,16 所有者変更届/廃止届

No.17 水圧テスト記録 チャート1h

宅地内がPP/PB管の場合は水圧テスト(1h) 記録用紙・写真を添付する

その他の注意事項

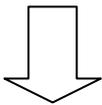
- * 押印・ふりがなを忘れに注意してください
- * 届出に関するご質問・ご相談等は 水道局 配水課(079-427-9322) まで

穿孔工事における手順

穿孔工事は、一般に道路掘削を伴うものがほとんどです。

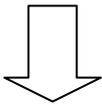
◆ 工事の流れ

分担金・手数料・舗装本復旧費等の納入（申込者） 掘削個所の道路使用許可 地元への事前連絡・事前協議 ★他社（大阪ガス・NTT等）地下埋設物調査、 及び立会い依頼	}（指定工事業者）
--	-----------



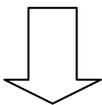
穿孔工事予定日の2日前までに

穿孔工事等予定表に記入 （上下水道局 給水装置工事担当係）



穿孔前段階として縦断管の布設及び給水管を撤去するときも同じです。
なお、時間帯の枠はありません。
（ただし、土・日・祝日を除く。）

確認のサイン（指定工事業者）



前日までに付近住民に、工事説明を行っておいてください。
当日、断水を行う場合は、必ず事前に地元の了承を得てください。
★他社埋設物調査、立会い依頼の確認

施 工 当 日

<p>！ 道路使用許可をとるまでに</p> <p>市道（市が管理する道路及び土地も含む）・県道・国道の掘削工事を行う場合は、給水申請時に提出している道路掘削許可申請書が認められてから、警察にて道路使用許可をとってください。</p> <p>それ以外の道路については、所有者の道路掘削の承諾を得てから、警察にて道路使用許可をとることになります。</p> <p>※工事に際し通行止めを行う場合は、警察に町内会長の同意書を添付する必要があります。</p> <p>※道路使用許可証は、必ず現地に携帯してください。</p>
--

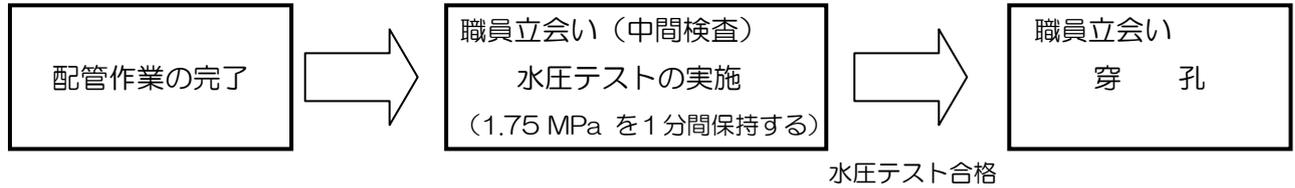
<p>！ 穿孔工事（中間検査）の立会について</p> <p>立会時間は、原則として、</p> <p>11：00 13：30 14：30 15：30</p> <p>の時間帯で、それぞれ1件ずつの予約となります。</p> <p>なお、工事の規模及び前後の地域により、時間帯が若干前後することがあります。</p> <p>造成地等で、複数の取出しをする場合、原則として13：30 15：00の時間帯となります。</p> <p>立会い職員との調整を行ってください。</p>
--

- ※ 一つの指定工事事業者が予定を入れることができる工事は立会を伴う場合、1日につき一件のみ。
- ※ 工事予定日当日が雨天の場合は、必ず、予定工事実施の有無を連絡してください。
- ※ 造成地等で複数の取り出し工事の場合は、施工計画書を事前に担当者に提出し調整してください。（施工計画書は、1日6件以上の場合に必要とし、最多件数は15件とする。）

穿孔工事の施工手順

◆ 穿孔までの流れ

穿孔立会い時間までに配管作業を完了させてください。(図-1, 2, 3, 4 参照)



◎ 使用材料

給水装置・配水管使用材料一覧表 を参考に用意してください。(参-44 参照)

直結止水栓及びメーターBOXは、管理者指定品(市草入り)です。

配水管取付け口より、メーターまでのパッキンは、全てメタルパッキンを使用してください。

年号入り明示テープは常に携帯してください。

※ 年号入り明示テープは、粉体管用とそれ以外の2種類があるので、現場に応じて使い分けること。

↳ 注：2001.1 ~ 2001.12 ⇒ 2001年

◆ 穿孔

铸铁管・石綿管の穿孔機は、必ず排水機能があり、承認している下記の4社のものを使用してください。

板橋機械工業(株)
大肯精密(株)
(株)タブチ
前澤給装工業(株)

◎ 铸铁管用ドリル及び防食コア

内面エポキシ樹脂粉体塗装管専用ドリル・それ以外の铸铁管穿孔ドリルの2種類があります。

穿孔する配水管に適したドリル及び防食コア(インサートリング)を使用してください。

また、铸铁管は全て、防食コア(φ20~25は密着・φ40~50は銅コアを装置してください)。

※ 内面エポキシ樹脂粉体塗装铸铁管は、必ず専用ドリルで穿孔すること!

铸铁管の種別判断 (内面・モルタルライニング管 OR ・エポキシ粉体塗装管)

	~平成4年度	平成5年度 ~平成11年度	平成12年度 ~平成13年度	平成14年度~
DCIP管 内面 モルタルライニング管	ほとんど全て モルタルライニング	DCIP K形等 φ200mm以上	SII形等 φ200mm以上	全て エポキシ粉体塗装
DCIP管 内面 エポキシ粉体塗装管	—————	DCIP A・T・K形等 φ75mm~φ150mm	NS形 φ75mm~φ150mm	NS・SII形等 φ75mm~φ450mm

※ 大口径配水管(φ400mm以上)は不断水穿孔となるため標記していない。

※ 平成25年4月よりGX継手採用

◎ 石綿管

石綿管の穿孔に関しては、インサートリングを入れないため、インサートリングなしのドリルで穿孔してください。

◎ ビニール管

VP管の穿孔を行う場合は、手動穿孔機を用いてください。

	穿孔機	ドリル		インサートリング
		φ20, φ25	φ40, φ50	
VP	手動穿孔機	ホルソー	ホルソー	なし
ACP	電動穿孔機	従来形	センタードリル付 インサート形ホルソー	なし
CIP内面ライニングなし	電動穿孔機	インサート形	センタードリル付 インサート形ホルソー	内面粉体用リング (ショート)
CIP内面モルタルライニング管	電動穿孔機	インサートリング用ドリル	センタードリル付 インサート形ホルソー	内面モルタル用リング (ロング)
CIP内面粉体塗装管	電動穿孔機	内面粉体用インサート形	センタードリル付 インサート形ホルソー	内面粉体用リング (ショート)

◆ 穿孔後について

◎ 洗 管

φ20mm、φ25mmの場合は、直結止水栓本体を外して分水栓のコック操作で行ってください。

◎ 防食フィルム

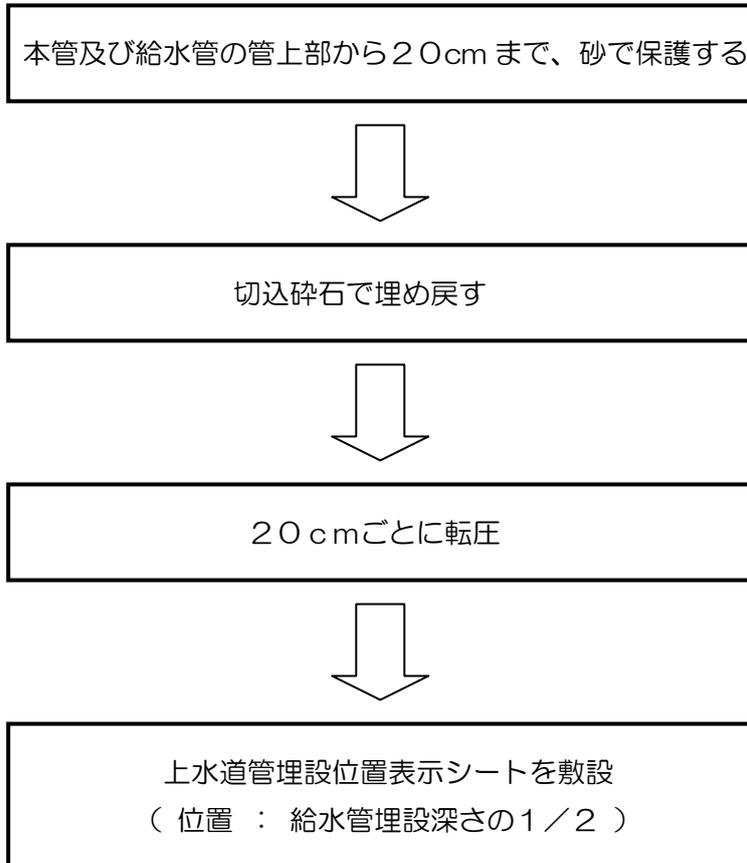
分水栓の伸縮可とう継手でフィルムが交差するかたちで巻きます。このとき、土が入りにくいように本管下側のフィルムを下にし、上側のフィルムを上から包み込み、覆うようにしてください。

本管φ75mm以上 ———— **ゴムバンドと年号入り明示テープ** にて固定してください。

本管φ50mm以下 ———— 結束テープで締めつけた後、**年号入り明示テープ** にて固定してください。

◆ 埋め戻し手順

◎ 掘削ヶ所の埋め戻し



※ アスファルト舗装の仮復旧は、道路許可条件に従って施工し、十分な転圧を行ってください。

※ 浅層埋設（標準埋設深さ H=0.8m）を採用 平成12年4月より

◎ その他

取出し位置を明確にするためにマーク鋺を打ってください。

◎ 施工ステッカー

新設・増設・改造（口径変更含む）工事の場合、メーターBOXの蓋裏に、業者名入り施工ステッカーを貼ってください。

メーター取付工事について、穿孔日前日までに竣工書類一式を提出しますが、穿孔日当日、配管が異なる場合は、現場で竣工図の修正を行ってください。

※ 配管の路線変更が必要となる場合は、わかった時点で水道局に連絡・報告し、協議してください。

◎ 施工写真（竣工写真）の提出について

掘削現場における施工写真は、工事作業すべてを撮るようにしてください。

縦断工事部分は20mごとに、1工程撮影してください。

道路掘削許可申請の完了届に施工写真を添付して提出しているため、竣工後早急に提出してください。

※ 国・県・河川等（国土交通省・兵庫県加古川土木事務所）の場合は、特に、復旧条件の構成（排水性舗装及び路盤の構成並びに転圧状況等）が詳しく分かる、工事完了写真が求められています。

国道・県道・河川敷	……………	2部	提出
上記以外	……………	1部	提出

※ 給水装置工事申込書に、舗装本復旧の誓約書を添付し施主等にて施工した際は、舗装本復旧の工事写真も添付し早急に提出してください。

穿孔・立会い工事予定表(穿孔予定日の2日前までに)

平成 年 月 日 曜日

工事内容 立会い時間	申請地	氏名	業者名	道路許可	令書No	サイン		着手届
						水道局	予約者	
穿孔 (一般・アパート)	11:00			県・市・その他 許可確認				
	13:30			県・市・その他 許可確認				
	14:30			県・市・その他 許可確認				
	15:30			県・市・その他 許可確認				
造成地	13:30			県・市・その他 許可確認				
	15:00			県・市・その他 許可確認				
縦断				県・市・その他 許可確認				
分水止				県・市・その他 許可確認				
竣工検査	メーター口径 変更			立会い時間 :				
				立会い時間 :				
	3直・増圧 貯水槽			立会い時間 :				

※ 各穿孔現場間の移動時間を考慮して予約してください。

※ 造成地・・・13:30 5か所まで 15:00 6～15か所まで
なお、6か所以上の穿孔については、施工計画書を提出してください。(担当者打ち合わせ)

※ メーター口径変更の竣工立会いは、担当者打ち合わせのうえ記入してください。

※ 3階直圧、増圧式給水、受水槽式給水の竣工立会いは、担当者打合せのうえ記入してください。

給水装置工事に伴う関係機関の連絡先

1. 道路占用（掘さく）許可申請及び事前協議先

（H29年度参考）

道路管理者等		電話番号	住所	備考
国道（加古川バイパス）	近畿地方整備局	079-254-3172	姫路市大塩町宮目7	姫路第二維持出張所
国道・県道	加古川土木事務所	079-421-1101	加古川市加古川町寺家町97-1	管理第1課
市道	土木総務課	079-427-9242	加古川市加古川町北在家2000	事前協議・許可申請
里道（市有）	土木総務課（確認）	079-427-9242	加古川市加古川町北在家2000	事前協議・許可申請
水路敷（水利）	治水対策課（確認）	079-427-9376	加古川市加古川町北在家2000	事前協議・許可申請
土地改良区	農林水産課（確認）	079-427-9226	加古川市加古川町北在家2000	事前協議・許可申請
区画整理	市街地整備課（確認）	079-427-9209	加古川市加古川町北在家2000	事前協議・許可申請
兵庫県水道用地（工業用水）	東播磨利水事務所（総務課）	078-965-2050	神戸市西区神出町田井3-1	事前協議・許可申請
警察（道路使用）	加古川警察署	079-427-0110	加古川市平岡町新在家1224-13	警察（道路使用）

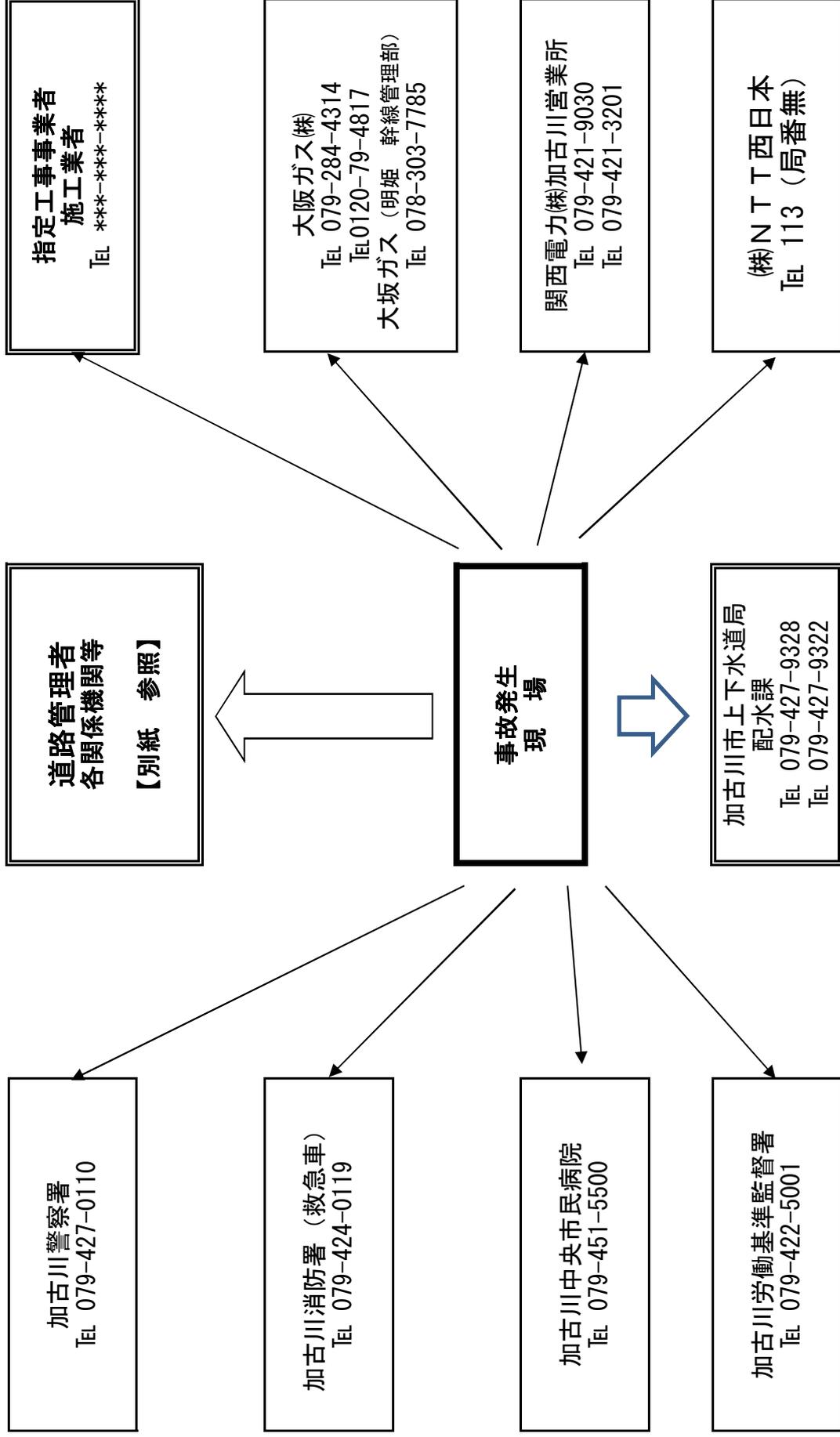
2. 地下埋設物協議及び立会依頼先

地下埋設物 協議先	電話番号	住所	備考
・大坂ガス(株) 姫路供給チーム 他工事グループ	079-284-4314	姫路市神谷町4-8	
・NTT-西日本兵庫 ミライトテクノロジーズ	079-233-4438	姫路市飾磨区御幸78	
・関西電力(株) 加古川ネットワーク技術センター	079-440-9012	加古川市加古川町北在家2552	
・兵庫県企業庁（工業用水） 東播磨利水事務所 総務課	079-428-1740	神戸市西区神出町田井3-1	
・兵庫県企業庁（工業用水） 東播磨利水事務所 施設課	079-428-1740	加古川市平荘町養老656	近接協議
・下水道課 維持管理係	079-427-9287	加古川市野口町良野398-1	上下水道局庁舎内

3. 緊急時連絡先

緊急時 関係機関連絡先	電話番号	夜間の場合	備考
国土交通省姫路河川国道事務所	079-282-8211		加古川バイパス側道
労働基準監督署	079-422-5001		
県道 管理者 加古川土木事務所	079-421-1101	079-421-9192	管理第1課
県道 管理者 加古川土木事務所	079-421-1102	079-421-9624	道路第2課
市道 管理者 加古川市道路保全課	079-427-9729	079-421-2000	
加古川警察署	079-427-0110	同左	
加古川消防署（救急車）	079-424-0119	同左	
NTT	113（局番無し）	同左	
関西電力	079-421-9030	079-421-3201	
大阪ガス	079-284-4314	0120-79-4817	美樹工業
大阪ガス（幹線管理部⇒明姫幹線北側歩道）	078-303-7785	幹線管路部、広域保全チーム、兵庫他工事グループ	
東播磨利水事務所（総務課）	078-965-2050		神戸市西区神出町
東播磨利水事務所（施設課）	079-428-1740		加古川市平荘町養老

緊急時連絡表 (H29年度参考)



分担金及び手数料一覧表

平成26年4月1日より(消費税率8%)

分 担 金 (総額表示)

メータの口径	分 担 金	うち消費税相当額
13 mm	133,920 円	9,920 円
20 mm	200,880 円	14,880 円
25 mm	240,840 円	17,840 円
40 mm	783,000 円	58,000 円
50 mm	1,364,040 円	101,040 円
75 mm	3,610,440 円	267,440 円
100 mm	7,220,880 円	534,880 円
150 mm	20,057,760 円	1,485,760 円
200 mm	42,722,640 円	3,164,640 円

注) 増径する場合の分担金は新旧分担金の差額を徴収する。
減径する場合は減径分担金を還付できない。

手 数 料 (非課税)

設計審査手数料	内径13mm～25mm 1工事につき	新 設	2,000 円
		増設等	1,000 円
	内径40mm～50mm 1工事につき	新 設	4,000 円
		増設等	2,000 円
	内径75mm以上 1工事につき	新 設	10,000 円
		増設等	8,000 円
工事完了検査手数料	内径13mm～25mm 1件につき	新 設	3,000 円
		増設等	1,500 円
	内径40mm～50mm 1件につき	新 設	5,000 円
		増設等	3,000 円
	内径75mm以上 1件につき	新 設	10,000 円
		増設等	8,000 円
中高層集合住宅等で受水槽を設置する施設の場合は、1戸当たり1件とし各戸ごとに計算した額の合計額とする。			

注) **新設** とは、給水装置の新設(取出し含む)。

増設等 とは、増設・改造(口径変更含む)及び撤去をいう。

水道法（抄）

（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）

最終改正 平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が 100 人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が 5000 人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第 6 条第 1 項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第 26 条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の 1 日最大給水量（1 日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

第2章 水道事業

第2節 業務

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

(給水義務)

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由が

あつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第 16 条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第 16 条の 2 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることを認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第 17 条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第 18 条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第 19 条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 1 人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

一 水道施設が第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査

二 第 13 条第 1 項の規定による水質検査及び施設検査

三 給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

四 次条第 1 項の規定による水質検査

五 第 21 条第 1 項の規定による健康診断

六 第 22 条の規定による衛生上の措置

七 第 23 条第 1 項の規定による給水の緊急停止

八 第 37 条前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第 3 節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第 25 条の 2 第 16 条の 2 第 1 項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事事業者を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 25 条の 4 第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

四 その他厚生労働省令で定める事項

(指定の基準)

第 25 条の 3 水道事業者は、第 16 条の 2 第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、次条第 1 項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者
 - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(給水装置工事主任技術者)

- 第25条の4** 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第1項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 四 その他厚生労働省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

- 第25条の5** 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。
- 2 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
- 一 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者
 - 二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 3 厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(変更の届出等)

第 25 条の 7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第 25 条の 8 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第 25 条の 9 水道事業者は、第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第 25 条の 10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第 25 条の 11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。

- 一 第 25 条の 3 第 1 項各号に適合しなくなつたとき。
- 二 第 25 条の 4 第 1 項又は第二項の規定に違反したとき。
- 三 第 25 条の 7 の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第 25 条の 8 に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第 25 条の 9 の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 八 不正の手段により第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けたとき。

2 第 25 条の 3 第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 4 章の 2 簡易専用水道

第 34 条の 2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第34条の3 前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の管理の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

(平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号)

最終改正：平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号

水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を次のように定める。

(耐圧に関する基準)

第 1 条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

一 給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第 3 号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、厚生労働大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により 1.75 メガパスカルの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

二 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。

ロ 減圧弁が設置されているものであること。

ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。

ニ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。

三 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により 1.75 メガパスカルの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。

ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。

四 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第 1 号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により 20 ロパスカルの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。

3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(平 12 厚令 127・平 24 厚労令 123・一部改正)

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、厚生労働大臣が定める浸出に関する試験（以下「浸出性能試験」という。）により供試品（浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料（金属以外のものに限る。）をいう。）について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあっては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあっては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。

3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。

4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

（平 12 厚令 127・一部改正）

（水撃限界に関する基準）

第3条 水栓その他水撃作用（止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。）を生じるおそれのある給水用具は、厚生労働大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を二メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を 0.15 メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止（閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあっては、自動閉止）をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が 1.5 メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

（防食に関する基準）

第4条 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

（逆流防止に関する基準）

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

一 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置（二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方 150 ミリメートル以上の位置）に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、厚生労働大臣が定める逆流防止に関する試験（以下「逆流防止性能試験」という。）により 3 キロパスカル及び 1.5 メガパスカルの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、厚生労働大臣が定める負圧破壊に関する試験（以下「負圧破壊性能試験」という。）により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が 3 ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁（減圧式逆流防止器を除く。）及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具（ハにおいて「逆流防止給水用具」という。）は、逆流防止性能試験により 3 キロパスカル及び 1.5 メガパスカルの静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具のうち次の表の第 1 欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5 メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具（(3)及び(4)に規定するものを除く。）	3 キロパスカル及び 1.5 メガパスカル	3 キロパスカル
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま（(4)に規定するものを除く。）	1.5 メガパスカル	50 キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの	1.5 メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は 50 キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が 75 ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の 2 分の 1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の 2 分の 1 を超えないこと。

へ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

二 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が 25 ミリメートル以下のものにあつては、別表第 2 の上欄に掲げる 呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が 25 ミリメートルを超えるものにあつては、別表第 3 の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第 2 号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第 6 条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。）にあつては、厚生労働大臣が定める耐久に関する試験（以下「耐久性能試験」という。）により 10 万回の開閉操作を繰り返し、かつ、厚生労働大臣が定める耐寒に関する試験（以下「耐寒性能試験」という。）により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び前条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第 7 条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第 1 条第 1 項に規定する性能、第 3 条に規定する性能及び第 5 条第 1 項第 1 号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 20 日厚生省令第 127 号）抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 29 日厚生労働省令第 138 号）

1 この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置

の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成16年1月26日厚生労働省令第6号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成17年3月31日までの間、この省令による改正後の別表第1有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中0.5mg/Lとあるのは「1.0mg/L」と、同項の下欄中「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。

第3条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第一フェノール類の項中「0.0005mg/L」とあるのは「0.005mg/L」とする。

第4条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第一項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成21年3月6日厚生労働省令第27号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則（平成22年2月17日厚生労働省令第18号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成24年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第1カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「0.0003mg/L」とあるのは、「0.001mg/L」とする。

第3条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 （平成 23 年 1 月 28 日厚生労働省令第 11 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第 2 条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第 2 条第 1 項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則 （平成 24 年 9 月 6 日厚生労働省令第 123 号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号イ及び別表第 2 の改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第 3 条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第 2 条第 1 項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

別表第1

(平 16 厚労令 6 ・ 全改、平 21 厚労令 27 ・ 平 22 厚労令 18 ・ 平 23 厚労令 11 ・
平 26 厚労令 15 ・ 1 部改正)

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/L 以下であること。	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/L 以下であること。	水銀の量に関して、0.005mg/L 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/L 以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/L 以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/L 以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/L 以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/L 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/L 以下であること。	0.04mg/L 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関し、0.001mg/L 以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/L 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L 以下であること。	10mg/L 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/L 以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/L 以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/L 以下であること。	0.002mg/L 以下であること。
1,4-ジオキサン	0.005mg/L 以下であること。	0.05mg/L 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.004mg/L 以下であること。	0.04mg/L 以下であること。

ジクロロメタン	0.002mg/L 以下であること。	0.02mg/L 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/L 以下であること。	0.01mg/L 以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/L 以下であること。	0.01mg/L 以下であること。
ベンゼン	0.001mg/L 以下であること。	0.01mg/L 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/L 以下であること。	0.08mg/L 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/L 以下であること。	亜鉛の量に関して1.0mg/L 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/L 以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/L 以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/L 以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/L 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/L 以下であること。	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/L 以下であること。	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること。
塩化物イオン	20mg/L 以下であること。	200mg/L 以下であること。
蒸発残留物	50mg/L 以下であること。	500mg/L 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下であること。	0.2mg/L 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/L 以下であること。	0.02mg/L 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/L 以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下であること。
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.5mg/L 以下であること。	3 mg/L 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5 度以下であること。	5 度以下であること。

濁度	0.2度以下であること。	2度以下であること。
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L以下であること。	0.004mg/L以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、 0.01mg/L以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、 0.01mg/L以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/L以下であること。	0.01mg/L以下であること。
スチレン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
2,4-トルエンジアミン	0.002mg/L以下であること。	0.002mg/L以下であること。
2,6-トルエンジアミン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
1,2-ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
1,3-ブタジエン	0.001mg/L以下であること。	0.001mg/L以下であること。
備考 主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあつては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/L」とあるのは「0.007mg/L」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.97mg/L」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/L」とあるのは「0.98mg/L」とする。		

別表第2

(平 24 厚労令 123・一部改正)

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心までの水平距離	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離
13 ミリメートル以下のもの	25 ミリメートル以上	25 ミリメートル以上
13 ミリメートルを超え 20 ミリメートル以下のもの	40 ミリメートル以上	40 ミリメートル以上
20 ミリメートルを超え 25 ミリメートル以下のもの	50 ミリメートル以上	50 ミリメートル以上
<p>備考 1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「25 ミリメートル」とあり、又は「40 ミリメートル」とあるのは、「50 ミリメートル」とする。</p> <p>2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあつては、この表下欄中「25 ミリメートル」とあり、「40 ミリメートル」とあり、又は「50 ミリメートル」とあるのは、「200 ミリメートル」とする。</p>		

別表第3

区分		越流面から吐水口の最下端までの垂直距離	
近接壁の影響がない場合		(1.7×d+5)ミリメートル以上	
近接壁の影響がある場合	(3×d)ミリメートル以上	壁からの離れが(3×D)ミリメートル以下のもの	(3×d)ミリメートル以上
	(2×d+5)ミリメートル以上	壁からの離れが(3×D)ミリメートルを超え(5×D)ミリメートル以下のもの	(2×d+5)ミリメートル以上
	(1.7×d+5)ミリメートル以上	壁からの離れが(5×D)ミリメートルを超えるもの	(1.7×d+5)ミリメートル以上
	(3.5×d)ミリメートル以上	壁からの離れが(4×D)ミリメートル以下のもの	(3.5×d)ミリメートル以上
	(3×d)ミリメートル以上	壁からの離れが(4×D)ミリメートルを超え(6×D)ミリメートル以下のもの	(3×d)ミリメートル以上
	(2×d+5)ミリメートル以上	壁からの離れが(6×D)ミリメートルを超え(7×D)ミリメートル以下のもの	(2×d+5)ミリメートル以上
		壁からの離れが(7×D)ミリメートルを超えるもの	(1.7×d+5)ミリメートル以上
備考			
1 D：吐水口の内径（単位 ミリメートル） d：有効開口の内径（単位 ミリメートル）			
2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。			
3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。			
4 浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は50ミリメートル以上とする。			
5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は200ミリメートル以上とする。			

加古川市水道事業給水条例

昭和 38 年 6 月 18 日条例第 11 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、加古川市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第 2 条 市の水道事業の給水区域は、加古川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年条例第 2 号)の定めるところによる。

(給水装置の定義)

第 3 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第 4 条 給水装置の種類を次の 3 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 世帯又は 1 箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2 世帯又は 2 箇所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (3) 私設消火栓 消防用として使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第 5 条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が市内に居住しないとき、又は上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要があると認めるとき、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(総代理人の選定)

第 6 条 次の各号の一に該当する場合は、水道の使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有するとき。
- (2) 給水装置を共用するとき。
- (3) その他管理者が必要と認めるとき。

2 管理者は、前項の総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第 7 条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、その家族、同居人、使用人等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

第 8 条及び第 9 条 削除

(届出)

第 10 条 所有者、使用者、所有者代理人又は総代理人は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用に関する権利義務を承継して引き続いて使用する時。
- (2) 臨時に使用する時。
- (3) 所有者代理人若しくは総代人に変更があつた時、又はその住所が変わつた時。
- (4) 共用給水装置の使用戸数に異動があつた時。
- (5) 給水装置の所有権の変動があつた時。
- (6) 消防用に使用した時。

第 11 条 この条例の規定による申込み及び届出について管理者が必要であると認めるときは、利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第 12 条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申込みにあたり、利害関係人があるときは、その承諾書を提出しなければならない。

(工事費の負担等)

第 13 条 工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市において、その費用を負担することがある。

- 2 管理者が施行する工事費の算出方法は、別に定める。

第 14 条 削除

(工事費の予納)

第 15 条 管理者に工事を申し込む者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算額は、工事完成後精算し、過不足があるときは、還付又は追徴する。
- 3 給水装置の所有権は、前項の追徴金を納付するまで市に留保し、追徴金を滞納したときは、給水装置を撤去することができる。ただし、このため市が損害を受けたとき、工事申込者は、市にその損害額を賠償しなければならない。
- 4 工事費の通知を發した日から 30 日以内に第 1 項の概算額を納付しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。
- 5 管理者は、第 1 項の工事の施行に際し、申込者、使用者若しくは所有者の責に帰すべき理由のため、工事に着手することができないとき、又は中止したときは、これに対する損害を申込者に賠償させることができる。

第 16 条 削除

(工事の施行)

第 17 条 給水装置工事は、管理者又は管理者が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゆん工後に管理者の工事完了検査を受けなければならない。

(給水装置の位置)

第 18 条 給水装置を設置する位置は、申込者の指定によるものとする。ただし、管理者は、その位置が不適当と認めたときは、これを変更させることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第 19 条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の管理)

第 20 条 所有者又は使用者は、水が汚染しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者又は指定給水装置工事事業者に請求しなければならない。ただし、修繕工事が、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)であるときは、管理者又は指定給水装置工事事業者以外の者に行わせることができる。

- 2 前項の規定による請求がなくても管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前 2 項の修繕に要した費用は、所有者又は使用者の負担とする。ただし、管理者が修繕その他必要な処置をした場合は、認定によつてこれを徴収しないことがある。
- 4 指定給水装置工事事業者の指定その他の事項については、管理者が別に定める。

(給水装置の検査等)

第 21 条 使用者は、管理者に対して、給水装置の検査、供給を受ける水の水質検査及びメーターの検査を請求することができる。

- 2 前項の規定による検査に要する特別の費用は、使用者の負担とする。

(給水装置の変更)

第 22 条 配水管の移転その他特別の理由によつて給水装置に変更を加えることを必要とするときは、所有者の同意がなくても管理者が施行することができる。

- 2 前項の工事に要する費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。

第 23 条 削除

第 2 章の 2 分担金及び負担金

(分担金)

第 23 条の 2 分担金は、次の表に掲げる額に消費税相当額(同表に掲げる額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第

226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。)を加えた額とし、給水装置の新設及び増径の工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事の申込者が納入する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額とする。

メーター の口径	13ミリ メートル	20ミリ メートル	25ミリ メートル	40ミリ メートル	50ミリ メートル	75ミリ メートル	100ミリ メートル	150ミリ メートル	200ミリ メートル
分担金	124,000 円	186,000 円	223,000 円	725,000 円	1,263,000 円	3,343,000 円	6,686,000 円	18,572,000 円	39,558,000 円

- 2 分担金は、給水装置の新設又は増径工事の申込みの際納入する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 3 既納の分担金は、返還しない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(中高層集合住宅における分担金)

第23条の3 前条第1項の規定にかかわらず、受水槽を設置している中高層集合住宅において1個のメーターで2戸以上の使用者がある場合で、第32条の2の規定により各戸の使用者ごとの水道料金(以下「料金」という。)を算定するときは、当該中高層集合住宅における分担金は、各戸に設置されたメーターの口径に応じた分担金の額の合計額とする。

(工事負担金)

第23条の4 管理者は、住宅用地の造成その他による新たな給水の申込みに応ずるため、計画外の配水管を布設する場合は、その原因者及び完成後の当該施設から給水を受けるための工事申込者に工事負担金を納めさせることができる。

- 2 前項の工事負担金の額は、当該工事に要した費用の総額を超えない範囲内で管理者が定めた額とする。
- 3 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 4 既納の工事負担金は、返還しない。ただし、精算による返還又は管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の原則)

第24条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情若しくは法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 給水の制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生じることがあつても市はその責を負わない。
- 4 使用者等は、給水を自己の用途以外、特に管理者の許可を受けた場合のほか、他に分与又は販売してはならない。

(給水の申込み)

第 24 条の 2 給水を受けようとする者は、管理者に申し込まなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申込みについて、次の各号の一に該当する場合は、申込みを拒むことができる。

(1) 給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準(以下「政令第 5 条に規定する基準」という。)に適合していないとき。

(2) 給水を受けようとする者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事(給水装置の設置又は変更の工事をいう。以下同じ。)に係るものでないとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、正当な理由があるとき。

(メーターの設置)

第 25 条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの保管)

第 26 条 メーターは市が貸与し、所有者又は使用者が管理する。

2 メーターの貸与を受けた者は、善良な管理をしなければならない。

3 保管者が前項の管理の注意を怠つたために、メーターを亡失又は損傷した場合は、所有者又は使用者は別に定める損害額を賠償しなければならない。

(私設消火栓)

第 27 条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。ただし、管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 消防演習のため私設消火栓を使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を要する。

(給水の中止届)

第 27 条の 2 使用者は、給水を受けることをやめようとするときは、あらかじめその期日を定めて管理者に届け出なければならない。

(給水の承継)

第 28 条 第 24 条の 2 第 1 項の規定による申込みをしないで給水を受けている者は、前使用者に引き続いて使用しているものとみなして、料金を徴収する。

2 管理者は、前項の規定に該当する使用者を発見したときは、第 24 条の 2 第 1 項の規定による申込みをするよう命じなければならない。

第 3 章の 2 貯水槽水道

(指導等)

第 28 条の 2 管理者は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者による管理)

第 28 条の 3 貯水槽水道のうち、簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第 34 条の 2 の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第 4 章 水道料金及び手数料

(水道料金)

第 29 条 料金は、別表第 1 に掲げる用途別口径別料金に消費税相当額(同表に掲げる額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。)を加えた額とし、使用者又は総代人から徴収する。

第 30 条 削除

(連帯責任)

第 31 条 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。

(料金の算定)

第 32 条 料金は、2 箇月ごとの定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)に、メーターを点検し、その日の属する月分としてその示す給水量によつて計算する。

(中高層集合住宅における料金算定)

第 32 条の 2 前条の規定にかかわらず、受水槽を設置している中高層集合住宅において 1 個のメーターで 2 戸以上の使用者がある場合で、各戸が給水栓を専用する専用給水装置により水道を使用するときの料金は、各戸の使用者ごとに算定する。

第 33 条 削除

(使用水量の認定)

第 34 条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 給水装置の破損のため多量に出水したと認めたとき。ただし、第 20 条の規定による手続きをしないもの又は故意による破損の場合を除く。
- (3) 第 27 条に規定する消火栓を使用したとき。
- (4) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定等)

第 35 条 メーターが使用水量を示さない場合でも、給水装置の使用を中止し、又は廃止する届出をしないときは、料金を徴収する。

2 定例日から次の定例日まで(以下「点検期間」という。)の途中において、給水装置の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、別に定める基準により計算する。

- 3 点検期間の途中においてメーターの口径又は別表第1に規定する用途(以下「料率適用区分」という。)を異にすることとなつた場合において、その適用日数に差があるときのその月分の料金は、適用すべき日数の多い料率適用区分に応じた料率によつて計算し、その適用すべき日数が等しいときのその月分の料金は、新たに適用されることとなつた料率適用区分に応じた料率によつて計算する。

(料金の前納)

第36条 土木工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道使用の申込みの際に管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の料金は、使用の中止又は廃止の届出があつたとき、精算する。ただし、届出のない場合でも管理者が使用中止又は廃止の状態にあると認めたときは、これを精算する。

(料金の徴収方法)

第37条 料金は、納入通知書、口座振替又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法により隔月徴収する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合の料金は、即納とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(過誤納に係る料金の取扱)

第38条 納入された料金に過納又は誤納が生じたときは、還付する。ただし、未納に係る料金があるときは、過納又は誤納に係る料金を未納の料金に充当する。

(手数料)

第39条 手数料は、次の各号の区分により申込みの際、これを徴収する。

- (1) 設計審査手数料
- (2) 工事完了検査手数料
- (3) 証明手数料
- (4) 指定給水装置工事事業者指定手数料

- 2 前項の手数料の額は、別表第2のとおりとする。ただし、特別の費用を必要とする場合は、その実費を徴収する。

3 前2項によれない場合は、管理者はこれを査定してその納付期限及び金額を定める。

- 4 申込後、その取消しをしても既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の減免)

第40条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第40条の2 削除

第5章 取締

(検査及び費用負担)

第 41 条 管理者は、管理上必要があると認めるときは給水装置を検査し、使用者に対し適当な措置をさせ、又は自らこれをなすことができる。

2 管理者は、料金徴収又は管理上必要があると認めるときは、貯水槽以下の装置も調査することができる。

3 第 1 項に要する費用は、措置をさせられた者又はその必要を生じさせた者の負担とする。

(給水の停止)

第 42 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、給水を停止することができる。

(1) 使用者が料金その他この条例の規定に基づいて納入すべき費用を期限内に納入しないとき。

(2) 使用者の給水装置の構造及び材質が、政令第 5 条に規定する基準に適合していないとき。

(3) 使用者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき。

(4) 使用者が第 12 条第 1 項の規定による承認を得ないで同項の工事をしたとき。

(5) 使用者がメーターの機能を妨げ、又は正当な理由なしにメーターの検針若しくは給水装置の立入検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(6) 使用者が給水装置の管理義務を怠つたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく管理規程に違反したとき。

2 共用給水装置使用者の一部がこの条例に違反したときは、全部の給水を停止することができる。

(給水の中止)

第 43 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、給水を中止することができる。

(1) 使用者が 2 箇月以上給水を受けず、かつ、将来受ける見込みがないと認めるとき。

(2) 使用者が料金を納入せず、かつ、将来納入の見込みがないと認めるとき。

(給水管の切離し)

第 44 条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で管理上必要があると認めるときは、給水管を切り離すことができる。

(1) 使用者が 2 箇月以上給水装置を使用しないと認めるとき。

(2) 給水装置が使用廃止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(違反処分)

第 45 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、5 万円以下の過料を科することができる。

(1) 第 12 条第 1 項の規定に違反した者又は当該工事を施行した者

(2) 第 20 条第 1 項の規定に違反した者

(3) 第 24 条第 4 項の規定に違反した者

(4) 第 26 条第 2 項の規定に違反した者

(5) 第 27 条第 1 項の規定に違反した者

2 市長は、偽りその他不正の行為により料金その他この条例の規定に基づいて納入すべき費用の支払を免れた者に対して、その免れた金額の 5 倍(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 補則

第46条 この条例施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 加古川市上水道使用条例(昭和27年条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は、申し込み、届出、その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和39年4月1日条例第13号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 別表第1給水区域については昭和38年9月20日より適用する。

附 則(昭和42年1月5日条例第4号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和44年7月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月28日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行に伴い点検期間に変更が生じた場合の料金計算は、第35条の規定にかかわらず次の方法で計算する。
 - (1) 給水日数が1日から15日までの場合の基本料金及びメーター使用料は、別表に定める料金の4分の1とする。
 - (2) 給水日数が16日から30日までの場合の基本料金及びメーター使用料は、別表に定める料金の4分の2とする。
 - (3) 給水日数が31日から45日までの場合の基本料金及びメーター使用料は、別表に定める料金の4分の3とする。
 - (4) 給水日数が46日から61日までの場合の基本料金及びメーター使用料は別表に定める料金とする。
 - (5) 前各号の場合における超過料金の計算は、第35条の規定の例による。

附 則(昭和46年12月25日条例第34号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年6月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日条例第16号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 加古川市水質検査手数料条例(昭和 31 年条例第 22 号)は、廃止する。

附 則(昭和 51 年 3 月 23 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。ただし、分担金に関する改正規定は、昭和 51 年 4 月 1 日以降申込みの分から、料金に関する改正規定は、昭和 51 年 4 月分から適用する。

附 則(昭和 54 年 4 月 1 日条例第 27 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 27 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、分担金に関する改正規定は、昭和 56 年 6 月 1 日以降申込みの分から、料金に関する改正規定は、昭和 56 年 4 月分の水道料金から適用する。
- 2 昭和 56 年 4 月分及び 5 月分の水道料金(以下「料金」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 料金計算の基準日としてあらかじめ管理者が定めた計量日(以下「定例日」という。)が、昭和 56 年 4 月 1 日から同年 4 月 10 日までの地区における料金は、全額この条例(以下「改正条例」という。)の施行前の料金(以下「旧料金」という。)に相当する額とする。
 - (2) 定例日が昭和 56 年 4 月 11 日から同年 4 月 20 日までの地区における料金は、旧料金で計算して得た額の 6 分の 5 に相当する額と、改正条例施行後の料金(以下「新料金」という。)で計算して得た額の 6 分の 1 に相当する額との合計額とする。
 - (3) 定例日が昭和 56 年 4 月 21 日から同年 4 月 30 日までの地区における料金は、旧料金で計算して得た額の 6 分の 4 に相当する額と、新料金で計算して得た額の 6 分の 2 に相当する額との合計額とする。
 - (4) 定例日が昭和 56 年 5 月 1 日から同年 5 月 10 日までの地区における料金は、旧料金で計算して得た額の 6 分の 3 に相当する額と、新料金で計算して得た額の 6 分の 3 に相当する額との合計額とする。
 - (5) 定例日が昭和 56 年 5 月 11 日から同年 5 月 20 日までの地区における料金は、旧料金で計算して得た額の 6 分の 2 に相当する額と、新料金で計算して得た額の 6 分の 4 に相当する額との合計額とする。
 - (6) 定例日が昭和 56 年 5 月 21 日から同年 5 月 31 日までの地区における料金は、旧料金で計算して得た額の 6 分の 1 に相当する額と、新料金で計算して得た額の 6 分の 5 に相当する額との合計額とする。

(特別な場合における料金の算定)

- 3 条例第 35 条に定める特別な場合における料金の計算は、その時期により前項各号に準ずる。

附 則(昭和 63 年 3 月 16 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(昭和 63 年 4 月分及び 5 月分に係る水道料金の特例)

2 昭和 63 年 4 月分及び 5 月分に係る水道料金(以下「料金」という。)は、この条例による改正後の加古川市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第 29 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算定方法により算定した料金とする。

(1) 料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた計量日(以下「定例日」という。)が施行日から昭和 63 年 4 月 10 日までの地区 この条例による改正前の加古川市水道事業給水条例の規定により算定した料金(以下「旧料金」という。)

(2) 定例日が昭和 63 年 4 月 11 日から同年 4 月 20 日までの地区 旧料金の 6 分の 5 の額と新条例の規定により算定した料金(以下「新料金」という。)の 6 分の 1 の額を合算した額

(3) 定例日が昭和 63 年 4 月 21 日から同年 4 月 30 日までの地区 旧料金の 6 分の 4 の額と新料金の 6 分の 2 の額を合算した額

(4) 定例日が昭和 63 年 5 月 1 日から同年 5 月 10 日までの地区 旧料金の 6 分の 3 の額と新料金の 6 分の 3 の額を合算した額

(5) 定例日が昭和 63 年 5 月 11 日から同年 5 月 20 日までの地区 旧料金の 6 分の 2 の額と新料金の 6 分の 4 の額を合算した額

(6) 定例日が昭和 63 年 5 月 21 日から同年 5 月 31 日までの地区 旧料金の 6 分の 1 の額と新料金の 6 分の 5 の額を合算した額

(端数計算)

3 前項の規定により計算した料金に、10 円未満の端数が生じた場合は、5 円未満を切り捨て、5 円以上を 5 円として取り扱うものとする。

附 則(平成 3 年 12 月 24 日条例第 42 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に申込みがなされている設計審査及び工事完了検査に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年 12 月 22 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加古川市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第 23 条の 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係るこの条例による改正前の加古川市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 に規定する分担金については、なお従前の例による。

3 平成 5 年 4 月分及び 5 月分に係る水道料金(以下「料金」という。)は、新条例第 29 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算定方法により算定した料金とする。

- (1) 料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた計量日(以下「定例日」という。)が施行日から平成5年4月10日まで地区 旧条例の規定により算定した料金(以下「旧料金」という。)
- (2) 定例日が平成5年4月11日から同年4月20日までの地区 旧料金の6分の5の額と新条例の規定により算定した料金(以下「新料金」という。)の6分の1の額を合算した額
- (3) 定例日が平成5年4月21日から同年4月30日までの地区 旧料金の6分の4の額と新料金の6分の2の額を合算した額
- (4) 定例日が平成5年5月1日から同年5月10日までの地区 旧料金の6分の3の額と新料金の6分の3の額を合算した額
- (5) 定例日が平成5年5月11日から同年5月20日までの地区 旧料金の6分の2の額と新料金の6分の4の額を合算した額
- (6) 定例日が平成5年5月21日から同年5月31日までの地区 旧料金の6分の1の額と新料金の6分の5の額を合算した額

(端数計算)

- 4 前項の規定により計算した料金に、10円未満の端数が生じた場合は、5円未満を切り捨て、5円以上を5円として取り扱うものとする。

附 則(平成10年3月30日条例第14号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第53号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年12月24日条例第51号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月30日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(従量料金の暫定措置)

- 2 平成16年度に限り、この条例による改正後の加古川市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定の適用については、同表2従量料金の項(一般用に係る部分に限る。)を次のとおりとする。

一般用	10m ³ を超え20m ³ までの分(メーターの口径25m/m以下)	1m ³ につき 20円
	40m ³ までの分(メーターの口径25m/m以下は20m ³ を超え40m ³ までの分)	1m ³ につき 119円
	40m ³ を超え100m ³ までの分	1m ³ につき 164円
	100m ³ を超え500m ³ までの分	1m ³ につき 224円
	500m ³ を超える分	1m ³ につき 241円

- 3 平成17年度に限り、新条例別表第1の規定の適用については、同表2従量料金の項(一般用に係る部分に限る。)を次のとおりとする。

一般用	10m ³ を超え 20m ³ までの分メーターの口径 25m/m 以下)	1m ³ につき 27 円
	40m ³ までの分(メーターの口径 25m/m 以下は 20m ³ を超え 40m ³ までの分)	1m ³ につき 122 円
	40m ³ を超え 100m ³ までの分	1m ³ につき 168 円
	100m ³ を超え 500m ³ までの分	1m ³ につき 230 円
	500m ³ を超える分	1m ³ につき 247 円

(経過措置)

- 4 新条例第 23 条の 2 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申込みに係る分担金について適用し、施行日前の申込みに係るこの条例による改正前の加古川市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第 23 条の 2 に規定する分担金については、なお従前の例による。
- 5 附則第 2 項の規定が適用される新条例第 29 条の規定は、平成 16 年 6 月 1 日以後のメーターの点検により算定される水道料金(以下「料金」という。)から適用し、同日前におけるメーターの点検により算定される料金(同日前に給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合の料金を含む。)については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる料金の端数計算については、なお従前の例による。
- 6 附則第 3 項の規定が適用される新条例第 29 条の規定は、平成 17 年 6 月 1 日以後のメーターの点検により算定される料金から適用し、同年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までにおけるメーターの点検により算定される料金(同年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までに給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合の料金を含む。)については、平成 16 年度(平成 16 年 6 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までにおけるメーターの点検により料金が算定される場合に限る。)の例による。
- 7 新条例第 29 条の規定は、平成 18 年 6 月 1 日以後のメーターの点検により算定される料金から適用し、同年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までにおけるメーターの点検により算定される料金(同年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までに給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合の料金を含む。)については、平成 17 年度(平成 17 年 6 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までにおけるメーターの点検により料金が算定される場合に限る。)の例による。
- 8 施行日前に、旧条例第 32 条の 2 第 1 項の規定により料金が算定されていた中高層集合住宅に係る料金の算定については、なお従前の例による。
- 9 施行日前に申込みがなされている設計審査及び工事完了検査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 10 施行日前になされた行為に対する違反処分については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 10 月 1 日条例第 25 号)

この条例は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 15 日条例第 39 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 8 施行日前にこの条例による改正前の加古川市水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の加古川市水道事業給水条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1(第29条、第35条関係)

1 基本料金(2箇月につき)

メーターの口径	金額
13m/m	使用水量 10m ³ まで 1,690 円
20m/m	使用水量 10m ³ まで 1,890 円
25m/m	使用水量 10m ³ まで 2,820 円
40m/m	13,200 円
50m/m	21,600 円
75m/m	48,400 円
100m/m	84,400 円
150m/m	191,900 円
200m/m	304,900 円
300m/m	876,000 円

2 従量料金(2箇月につき)

用途	使用水量の区分	金額
一般用	10m ³ を超え 20m ³ までの分(メーターの口径 25m/m 以下)	1m ³ につき 33 円
	40m ³ までの分(メーターの口径 25m/m 以下は 20m ³ を超え 40m ³ までの分)	1m ³ につき 125 円
	40m ³ を超え 100m ³ までの分	1m ³ につき 174 円
	100m ³ を超え 500m ³ までの分	1m ³ につき 239 円
	500m ³ を超える分	1m ³ につき 256 円
湯屋用		1m ³ につき 93 円
臨時用		1m ³ につき 435 円

別表第2(第39条関係)

1 設計審査手数料	(1) 内径 13m/m~25m/m 1 工事につき	新 設	2,000 円
		増 設 等	1,000 円
	(2) 内径 40m/m~50m/m 1 工事につき	新 設	4,000 円
		増 設 等	2,000 円
	(3) 内径 75m/m 以上 1 工事につき	新 設	10,000 円
		増 設 等	8,000 円
2 工事完了検査手数料	(1) 内径 13m/m~25m/m 1 件につき	新 設	3,000 円
		増 設 等	1,500 円

	(2) 内径 40m/m~50m/m 1 件につき	新 設	5,000 円
		増 設 等	3,000 円
	(3) 内径 75m/m 以上 1 件につき	新 設	10,000 円
		増 設 等	8,000 円
中高層集合住宅等で受水槽を設置する施設の場合は、1 戸当たり 1 件とし各戸ごとに計算した額の合計額とする。			
3 証明手数料	1 件につき		300 円
4 指定給水装置工事 事業者指定手数料			15,000 円

注 この表において、「新設」とは第 12 条にいう新設をいい、「増設等」とは同条にいう増設、改造又は撤去をいう。

加古川市水道事業給水条例施行規程

昭和 39 年 4 月 1 日水道事業管理規程第 2 号
(平成 27 年 4 月 1 日施行)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、加古川市水道事業給水条例(昭和 38 年条例第 11 号。以下「条例」という。)第 46 条の規定に基づき、その施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第 2 条 条例第 12 条第 1 項の規定により、給水装置の新設、増設、改造又は撤去工事(以下「工事」という。)の承認を受けようとする者は、給水装置工事申込書兼設計書(以下「申込書兼設計書」という。)を加古川市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

(給水装置の新設等の申込みの変更)

第 3 条 工事の申込者が申込みの内容を変更し、又は工事の取消しをしようとするときは、給水装置工事変更申込取消届により遅滞なく管理者に届け出なければならない。

(工事費の算出方法)

第 4 条 条例第 13 条第 2 項に規定する工事費の算出は、次の各号に掲げる合計額とする。

- (1) 材料費 管理者が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額
- (2) 労力費 管理者が定める工種別の歩掛りに基準賃金を乗じて得た額
- (3) 道路復旧費 管理者が定める単価に復旧すべき面積を乗じて得た額
- (4) 公道連絡費 管理者が別に定める標準額
- (5) 諸費 管理者が別に定めた額

2 前項の規定により算出した工事費合計額に 10 円未満の端数を生じた場合は切り捨てるものとする。

第 5 条 削除

第 6 条 削除

第 7 条 削除

(設計審査)

第 8 条 条例第 17 条第 2 項の規定によりあらかじめ市の設計審査を受けようとする指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)は、次の要項を具備した申込書兼設計書を管理者に提出しなければならない。

- (1) 所要給水量
- (2) 使用材料
- (3) 附近見取図
- (4) 工事施工平面図及び立面図

2 管理者が必要と認めた場合は、前項の申込書兼設計書のほか工事費の算出を示す書類の提出を求めることができる。

(工事しゅん工届)

第9条 条例第17条第2項の規定による工事をしゅん工したときは、指定工事業者は、しゅん工後直ちに給水装置工事しゅん工届を管理者に提出しなければならない。

2 前項のしゅん工届に基づき行うしゅん工検査には当該給水装置工事主任技術者が立ち会うものとする。

(利害関係人の承諾書の提出)

第10条 条例第12条第2項により、次の各号の一に該当するときは、利害関係人の承諾書を提出しなければならない。

- (1) 他人の家屋又は他人の所有する地内に給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 他人の給水装置より分岐しようとするとき。
- (3) その他必要を生じたとき。

(誓約書の提出)

第11条 前条の規定による承諾書を提出できないときは誓約書の提出を求めることができる。

(工事費の予納)

第12条 条例第15条第1項の規定により算出した概算額は、給水装置工事費概算額通知書によって申込者に通知するものとする。

2 前項通知書の納期までに概算額を納付しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

第13条 条例第15条第1項ただし書の規定により工事費を予納しないことができる者は、次に定める者とする。

- (1) 官公署、官公立の学校及び病院その他これに準ずるもの

第14条 削除

第2章の2 分担金及び工事負担金

(分担金)

第14条の2 条例第23条の2に規定する分担金については、次の各号に掲げる場合は徴収しない。

- (1) 簡易水道及び専用水道(以下「簡易水道等」という。)が上水道に統合する際、現に当該簡易水道等から給水を受けている場合
- (2) 給水装置の廃止に伴い他の場所で当該給水装置所有者が同一口径の給水装置を新設する場合

(集合住宅等の分担金の計算)

第14条の3 集合住宅等において、受水槽を設置して給水装置を設置し、量水器を取付けているところにおける分担金は、各戸ごとの水道メーターの口径に応じた額とする。

(工事負担金の徴収等)

第14条の4 条例第23条の4の規定により計画外配水管の布設を希望する者は、その旨を管理者に申し込まなければならない。

- 2 管理者は、前項の申込みを受け、内容を審査した結果、配水計画に支障が無いと認めたときは、当該工事に必要な費用の総額を超えない範囲内で工事負担金の額を決定し、申込者に通知する。
- 3 前項の規定により工事負担金の額を指定の期日までに納入しないときは、第1項の申込みを取り消したものとみなす。ただし、管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第3章 給水

(給水の申込み)

第15条 給水開始の申込みをしようとする者は、その前日までに給水開始申込書を提出しなければならない。ただし、申込者が、その給水装置の所有者でないときは、所有者の承諾を必要とする。

(メーターの保管責任)

第16条 条例第26条第1項の規定によりメーターの貸与を受けた者は、当該メーターを使用する期間はその保管責任を負わなければならない。

- 2 前項のメーター保管期間中、そのメーターを亡失又はき損、その他異状を認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 3 条例第26条第3項に規定する賠償額は、時価の範囲内でその都度管理者が定める。

(メーターの維持管理)

第17条 使用者は、メーターの設置場所に点検若しくは修繕の障害となる物件を堆積し、又は工作物を設けてはならない。

(給水装置修繕の費用負担)

第18条 条例第20条第3項ただし書の規定により、管理者が認定する給水装置の修繕その他必要な処置とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 公道又はこれらに準ずる私道に設置した給水装置の修繕又は撤去
- (2) 給水装置のうち配水管の分岐からメーターまでの間の修繕又は撤去
- (3) その他管理者が特に認める場合

(私設消火栓の封かん)

第19条 私設消火栓の封かんは、条例第27条の規定に該当する場合のほか破封してはならない。

- 2 私設消火栓の封かんは、管理者が行うものとする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 条例第21条の規定による給水装置又は水質の検査を請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、メーター及び止水せんの検査については使用者の申出により、管理者が行うものとする。
- 3 管理者が行う検査に請求者が立会いを申し出たときは、立ち会うことができる。ただし、検査の実施時に立ち会わないときは、その結果について異議の申立てはできない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第20条の2 条例第28条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第4章 料金及び手数料

(口径別料金及び用途別適用基準)

第21条 条例第29条に定める口径別料金は、各戸給水装置に設置している量水器の口径に応じた基本料金と、その口径に応じた従量料金の合計額とする。

- 2 給水を一般公衆浴場に使用する場合は、湯屋用料金を適用し、条例第36条第1項に規定する土木工事その他の理由により一時的に使用する場合は、臨時用料金を適用する。
- 3 前項中「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められたものをいう。
- 4 第2項中「土木工事その他の理由」とは、次のものをいう。
 - (1) 1戸建住宅以外の建築工事及び土木工事
 - (2) 見物人を集め、入場料をとって催す興行
 - (3) その他野外において催すもの

(中高層集合住宅)

第21条の2 条例第23条の3及び第32条の2の規定中「受水槽を設置している中高層集合住宅」とは、次のものをいう。

- (1) 中高層集合住宅 3階以上で住居を専用としている住宅
 - (2) 独身寮 3階以上で独身者が住居を専用としている住宅
 - (3) 併用住宅 3階以上で住居と事務所、店舗等住居以外のものが混在している住宅のうち、住居を専用としている住宅の戸数が、総戸数の3分の2を超える住宅
- 2 中高層集合住宅における水道料金の算定その他業務の細目については、管理者が別に定める。

第21条の3 削除

(1箇月以内の計算の特例)

第21条の4 条例第35条第2項による基準とは、第29条の用途別口径別料金を次に掲げる額として算定したものとする。

- (1) 給水日数が30日以内のときの基本料金は、条例別表第1に定める料金の2分の1とする。
- (2) 前号の場合において使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、次の規定による超過料金を徴収する。

ア 口径25ミリメートル以下の場合の超過料金

(ア) 使用水量の6立方メートルから20立方メートルまでは、1立方メートル当り33円

(イ) 使用水量の 21 立方メートルから 40 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 125 円

(ウ) 使用水量の 41 立方メートルから 100 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 174 円

(エ) 使用水量の 101 立方メートルから 500 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 239 円

(オ) 使用水量の 501 立方メートル以上は、1 立方メートル当り 256 円

イ 口径 40 ミリメートル以上の場合の超過料金

(ア) 使用水量の 40 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 125 円

(イ) 使用水量の 41 立方メートルから 100 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 174 円

(ウ) 使用水量の 101 立方メートルから 500 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 239 円

(エ) 使用水量の 501 立方メートル以上は、1 立方メートル当り 256 円

(使用水量の通知)

第 22 条 条例第 32 条の規定によりメーターを検針したときは、検針の都度使用水量のお知らせにより水道使用者に使用水量を通知するものとする。

(使用水量の認定)

第 23 条 条例第 34 条の規定により使用水量を認定する場合の方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異状があつたとき、又は使用水量が不明のとき。

前 4 箇月若しくは前年の同一期間の使用水量又は人員数等により算定した使用水量

(2) 給水装置の破損のため多量に漏水したと認めたとき。

その都度管理者において調査し、認定する使用水量

2 前項の細目については、別に定める。

(概算料金の前納)

第 24 条 条例第 36 条の規定による概算料金は、水道使用の申込みの際に管理者が定める料金を前納しなければならない。

2 前項による概算料金の不足が生じようとする場合又は生じた場合は、工事等が完了するまでの間の概算料金を追徴するものとする。

第 5 章 管理

(身分証明書の携帯)

第 25 条 職員は、給水装置の検査及びメーターの点検その他給水管理調査のため使用者等の居宅内又は施設に立ち入る場合は、「加古川市職員証に関する規程」(昭和 39 年訓令甲第 3 号)第 3 条により交付された職員証を携帯しなければならない。

(給水停止又は中止の方法)

第 26 条 条例第 42 条に定める給水の停止又は第 43 条に定める給水の中止は、止水せん若しくは制水弁の閉止、メーターの取りはずし又は配水管との連絡を切り離すことによつて行う。

2 前項の規定により給水を停止し又は中止する場合は、あらかじめ使用者にこれを通知する。

(給水停止の解除に要する費用)

第 27 条 前条の規定による給水の停止を解除する場合において、解除に要する費用を徴収することがある。

(文書の様式)

第 28 条 条例及びこの規程施行について作成する文書の様式は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 加古川市上水道使用条例施行細則(昭和 27 年 3 月 12 日訓令第 1 号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

3 この規程施行の際、旧規程によりなされた承認検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

4 旧規程に定められた様式による用紙又はひな型は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和 42 年 4 月 1 日水管規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 44 年 10 月 25 日水管規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 11 月 26 日水管規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年 3 月 21 日水管規程第 1 号)

この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 5 月 18 日水管規程第 2 号)

この規程は、公布の日より施行し、昭和 51 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(昭和 51 年 12 月 2 日水管規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 8 月 1 日水管規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 54 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 55 年 11 月 1 日水管規程第 9 号)

この規程は、昭和 55 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 18 日水管規程第 3 号)

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 22 日水管規程第 2 号)

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 12 月 1 日水管規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 10 月 31 日水管規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の加古川市水道事業給水条例施行規程の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日以後に使用された水量に係る料金について適用し、同日前に使用された水量に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日水管規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 4 月 1 日水管規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 23 日水管規程第 1 号)

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 1 日水管規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日水管規程第 1 号)

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日水管規程第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日水管規程第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定措置)

- 2 第 21 条の 4 第 2 号の規定に関わらず、次の期間に算定する超過料金については、それぞれ次の金額によるものとする。

(1) 平成 16 年 6 月から平成 17 年 5 月までの間

ア 口径 25 ミリメートル以下の場合

(ア) 使用水量の 6 立方メートルから 20 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 20 円

(イ) 使用水量の 21 立方メートルから 40 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 119 円

(ウ) 使用水量の 41 立方メートルから 100 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 164 円

(エ) 使用水量の 101 立方メートルから 500 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 224 円

(オ) 使用水量の 501 立方メートル以上は、1 立方メートル当り 241 円

イ 口径 40 ミリメートル以上の場合

(ア) 使用水量の 40 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 119 円

(イ) 使用水量の 41 立方メートルから 100 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 164 円

(ウ) 使用水量の 101 立方メートルから 500 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 224 円

(エ) 使用水量の 501 立方メートル以上は、1 立方メートル当り 241 円

(2) 平成 17 年 6 月から平成 18 年 5 月までの間

ア 口径 25 ミリメートル以下の場合の超過料金

(ア) 使用水量の 6 立方メートルから 20 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 27 円

(イ) 使用水量の 21 立方メートルから 40 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 122 円

(ウ) 使用水量の 41 立方メートルから 100 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 168 円

(エ) 使用水量の 101 立方メートルから 500 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 230 円

(オ) 使用水量の 501 立方メートル以上は、1 立方メートル当り 247 円

イ 口径 40 ミリメートル以上の場合の超過料金

(ア) 使用水量の 40 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 122 円

(イ) 使用水量の 41 立方メートルから 100 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 168 円

(ウ) 使用水量の 101 立方メートルから 500 立方メートルまでは、1 立方メートル当り 230 円

(エ) 使用水量の 501 立方メートル以上は、1 立方メートル当り 247 円

附 則(平成 19 年 6 月 11 日水管規程第 9 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日上下水管規程第 8 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

加古川市水道局給水装置の構造及び材質に関する要綱

昭和 62 年 2 月 21 日
水道事業管理者決定

(趣旨)

第 1 条 加古川市水道事業給水条例（昭和 38 年条例第 11 号）及び加古川市水道事業給水条例施行規程（昭和 39 年水管規程第 2 号）に規定する給水装置の構造及び材質については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(給水装置の構造)

第 2 条 給水装置の構造は、給水管及びこれに直結する分水せん、止水せん等、これらに付属する給水用具を備えたものでなければならない。

(給水方式)

第 3 条 給水は、配水管の水圧で直接に給水するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合については、受水槽を設けなければならない。

- (1) 一時に多量の水を使用するため、配水管の水圧及び水量に影響がある場合
- (2) 常時一定の水圧及び水量を必要とする場合
- (3) 3 階建て以上の建築物又はそれと同等以上の高さの建築物に給水する場合
- (4) その他、加古川市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合

(材料の材質)

第 4 条 給水装置の工事に使用する材料の材質は、水密性であり、水圧、外圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水の汚染又は漏水のおそれがないもので、管理者が別に定める指定材料を使用しなければならない。

(給水管の種類)

第 5 条 給水管の種類は、水道用鋳鉄管、水道用ビニールライニング鋼管、水道用鉛管、水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管及び水道用ポリエチレンパイプとする。

2 給水管について、布設場所の状況その他の理由により管理者に不相当と認めた場合は、その使用を制限又は禁止することがある。

(給水管の口径)

第 6 条 給水管の口径は、その用途別所要水量と同時使用率を考慮して定め、配水管より分岐する給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して管理者が定める。

(給水管の分岐)

第 7 条 配水管又は他の給水管（以下「配水管等」という。）から給水管を分岐する場合は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 分岐される配水管の口径は、350 ミリメートル以下とする。ただし、管理者

が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (2) 送水管及び配水管の異型管から分岐してはならない。
- (3) 分岐口径は、配水管等の口径より小さいものでなければならない。
- (4) 配水管等から分岐する位置は、他の給水装置の分岐位置及び配水管の継手箇所から 30 センチメートル以上離れていなければならない。
- (5) 分岐される配水管等と給水管は、直角でなければならない。

(給水管の埋設)

第 8 条 給水管の埋設深さは、管の上端まで公道内では 0.8 メートル以上、私道内では 60 センチメートル以上、宅地内では 30 センチメートル以上でなければならない。

ただし、道路管理者又は管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(給水管の保護)

第 9 条 給水管の保護を必要とする箇所及びその方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 温度の影響及び外部からの損傷を受けやすい箇所は、十分な防護措置を講じるものとする。
- (2) 開きよを横断するときは、原則として開きよの下(50 センチメートル以上) に配管するものとする。ただし、やむを得ず上越しするときは、管の折損又は外傷のおそれのあるものは、保護管(さや管)の中に入れ高水位以上の高さに布設しなければならない。
- (3) 軌道下を横断するときは、電食又は衝撃を受けるおそれのある箇所に十分な防護措置を講じるものとする。
- (4) 酸、アルカリ又は海水等により腐蝕されるおそれのある箇所には、耐食性テープの巻付け又は耐食塗料の塗布等の腐食防止のための適切な措置を講じること。

(分水せん)

第 10 条 配水管等から分岐する給水管の口径が 20 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下の場合、サドル付分水せんを使用する。

- 2 前項の口径を超える給水管の分岐を必要とする場合は、不断水式割丁字管等を使用する。

(止水せん等の取付け)

第 11 条 給水装置には、止水せん、バルブ又は仕切弁を設置しなければならない。

- 2 既設の給水装置から新たに分岐して給水装置を設ける場合は、各装置数より 1 個増の止水せん、バルブ、又は仕切弁を設置しなければならない。
- 3 口径 40 ミリメートル以上の水道用のメータを取り付ける場合は、当該メータの前後にバルブ又は仕切弁を設置しなければならない。

(メータの設置)

第 12 条 メータは、側面に指示してある流入方向と一致させ、傾斜しないように水平に設置しなければならない。

- 2 メータは、1 給水装置に対して 1 個取り付けるものとする。
- 3 メータは、検針が容易で、かつ汚染及び損傷のおそれのない場所に設置するものとする。

(メータ等の保護)

第 13 条 メータ、止水せん、バルブ、仕切弁及び地下式消火せんは、管理者の指示するボックス類で保護しなければならない。

2 前項以外の給水用具を保護するボックス類については、管理者の指定するものでなければならない。

(危険な接続の禁止)

第 14 条 給水装置は、次の各号に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 給水装置には、ポンプその他水撃作用の生じやすい用具又は機器等を直結しないこと。
- (2) 給水管は、水道以外の水管その他汚染の原因となるおそれのある管と直結しないこと。
- (3) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける用具及び施設は、流入口をおとし込みをし、満水面と流入口の間隔は、流入管径の 2 倍以上の高さを保持すること。
- (4) 給水装置の末端は、滞留水が生じない設備であること。
- (5) 冷房器、温水器その他特殊器具は、有効な真空破壊装置等適切な逆流防止装置を備えた場合のほかは、給水管に直結しないこと。
- (6) 給水管内に空気が停滞するおそれのあるところは、これを排除する装置を設けること。

(泥吐き弁の設置)

第 15 条 口径 40 ミリメートル以上の給水管を道路縦断で布設する場合は、必要に応じ末端に泥吐き弁を取り付けなければならない。

加古川市指定給水装置工事事業者規程

平成10年4月1日

水道事業管理規程第2号

改正 平成12年4月1日水管規程第1号

平成16年3月31日水管規程第5号

平成18年3月31日水管規程第5号

平成24年7月5日水管規程第4号

平成27年4月1日上下水管規程第8号

平成30年4月1日上下水管規程第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、加古川市水道事業給水条例（昭和38年条例第11号。以下「給水条例」という。）第20条第4項の規定に基づき、加古川市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について必要な事項を定め、もつて給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この規程において「管理者」とは、上下水道事業管理者をいう。

5 この規程において「給水装置」とは、給水条例第3条に定めるものをいう。

6 この規程において「給水装置工事」とは、給水条例第12条第1項に定めるものをいう。

7 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、加古川市水道事業給水条例施行規程（昭和39年水道事業管理規程第2号。以下「施行規程」という。）及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 給水条例第17条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者及び役員の名

(2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受

けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事事業者証の交付)

第6条 管理者は、第4条第1項の指定を行つたときは、速やかに指定工事事業者に加古川市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事事業者証」という。）を交付するものとする。

2 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

5 指定工事事業者証の様式については、管理者が別に定める。

(変更等の届出)

第7条 指定工事事業者は、次の各号に掲げる事項に変更のあつたとき、又は給水装置工事業の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあつては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあつた日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあつては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められている様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなつたとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従つた適正な工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

2 前項の規定による取消に関する事項については、管理者が別に定める。

(指定の停止)

第9条 前条第1項各号に該当する場合において、指定工事事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次の各号に該当するときは、そのつど公示する。

- (1) 第4条の規定により、指定工事事業者を指定したとき。
- (2) 第7条の規定により、指定工事事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があつたとき。
- (3) 第8条の規定により指定工事事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定工事事業者の指定を停止したとき。

第3章 主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となつてもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水

道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施工の場所

ウ 施工完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事事業者は、給水条例第17条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査に係る申請書に設計図を添えて管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事事業者は、給水条例第17条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の規定に基づく給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事事業者に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(講習会)

第18条 管理者は、給水装置工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(補則)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。

(加古川市給水装置工事公認業者に関する規程等の廃止)

第2条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 加古川市給水装置工事公認業者に関する規程（昭和39年水道事業管理規程第3号）
- (2) 加古川市給水装置工事公認業者資格審査委員会規程（昭和57年水道事業管理規程第7号）

(旧規程に基づく加古川市給水装置工事公認業者に対する経過措置)

第3条 改正前の加古川市給水装置工事公認業者に関する規程（以下「旧規程」という。）により認可を受けている加古川市給水装置工事公認業者（旧規程に基づく認可の有効期間が平成10年3月31日までの公認業者を含む。以下同じ。以下「旧公認業者」という。）は、平成10年加古川市条例第14号による改正後の加古川市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第8条第1項の適用については、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があつたときは、その届出があつたときまでの間）は、新給水条例第8条第1項の指定を受けた者とみなす。

2 旧公認業者が、平成10年4月1日から90日以内に、次の各号に定める事項を管理者に届け出たときは、新給水条例第8条第1項の指定を受けた者とみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) 法人である場合は役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地

3 前項の届出は、改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

4 前項の届出書には、法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあつてはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

5 第2項の届出を行う旧公認業者は、届出と同時に旧規程に基づく加古川市給水装置工事公認業者公認書を管理者に返納しなければならない。

6 管理者は、第2項の届出の受理後、速やかに、第6条に定める加古川市指定給水装置工事事業者証を交付する。

7 第2項の規定により、改正後の新給水条例第8条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは、「第5条第2号又は第3号」とする。

- 8 第2項の規定により、新給水条例第8条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、第13条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは「給水装置工事主任技術者又は旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」とする。

(旧規程に基づく給水装置工事責任技術者に対する経過措置)

第4条 平成10年3月31日において次の各号のいずれかに該当する者は、給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成8年厚生省令第69号)附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用に当たり、旧規程による給水装置工事責任技術者の資格を有するものにあたり、

- (1) 旧規程に基づく給水装置工事責任技術者としての登録を受けている者(旧規程に基づく認定の有効期間が平成10年3月31日までの責任技術者を含む。)
- (2) 旧規程に基づく給水装置工事責任技術者としての登録資格を有する者(旧規程に基づく認定の有効期間が平成10年3月31日までの責任技術者を含む。)
- (3) その他管理者が前2号の者に相当すると認める者

附 則(平成12年4月1日水管規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの規程による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月31日水管規程第5号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日水管規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月5日水管規程第4号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年4月1日上下水管規程第8号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日上下水管規程第*号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

給水事前協議書取扱要領

H27.4(H00.00 改正)
加古川市上下水道局

加古川市の給水区域において、給水装置工事を施工しようとする場合は、あらかじめ加古川市の指定工事業者から給水装置工事申込書を提出し承認を受けなければなりません。

また、下記の内容に該当する場合は、給水装置工事の申込に先立ち事前協議書が必要となりますので、必ず事前協議の回答書を受けてから、給水装置工事の申込をしてください。

なお、事前協議を行わず事前着工されてしまっている場合には、厳正に処理させていただくことをあらかじめ申し添えます。

言 己

1) 給水装置工事の事前協議書を必要とする場合は、

- ①既設配水管より分岐して、公道内（国道・県道及び市道等）を縦断する口径が40mm以上で、かつ、延長が50m以上布設の給水装置工事。
- ②工場、福祉施設及び中高層住宅等大口径給水装置工事（おおむね口径が40mm以上）。
- ③道路、河川等の占用許可を受ける場合で事前に管理者との協議を必要とする場合。
- ④受水槽式給水、3階直圧式給水及び、直結増圧式給水の適用を受ける場合。
- ⑤水道直結式スプリンクラーを設置する場合（建築面積275㎡以上の福祉施設・消防法等による）
- ⑥その他管理者が必要と認めた事項。

2) 事前協議書は別添の「様式1」により、正・副2部提出してください。

A 【受水槽式給水】 （貯水槽水道）

3) 使用材料等については、加古川市給水装置工事施行基準書に基づき設計及び施工してください。

特に下記の内容等について留意してください。

- ①配水管の水圧等に影響を及ぼさないために受水槽の流入配管に設置する定水位弁は、FMバルブ・TOTOPバルブ・兼工業・ベン・アイエス工業、社製を承諾しています。また、配管はダブル配管としてください。
- ②受水槽の流入配管には、水撃防止器具の設置及び逆流防止の措置をして下さい。
- ③地下式受水槽には、吸排気弁を取付けてください。
- ④75mm以上の仕切弁はソフトシール弁とし、メータ2次側に流量調整弁を設置してください。

A-1（中高層集合住宅・各戸検針）

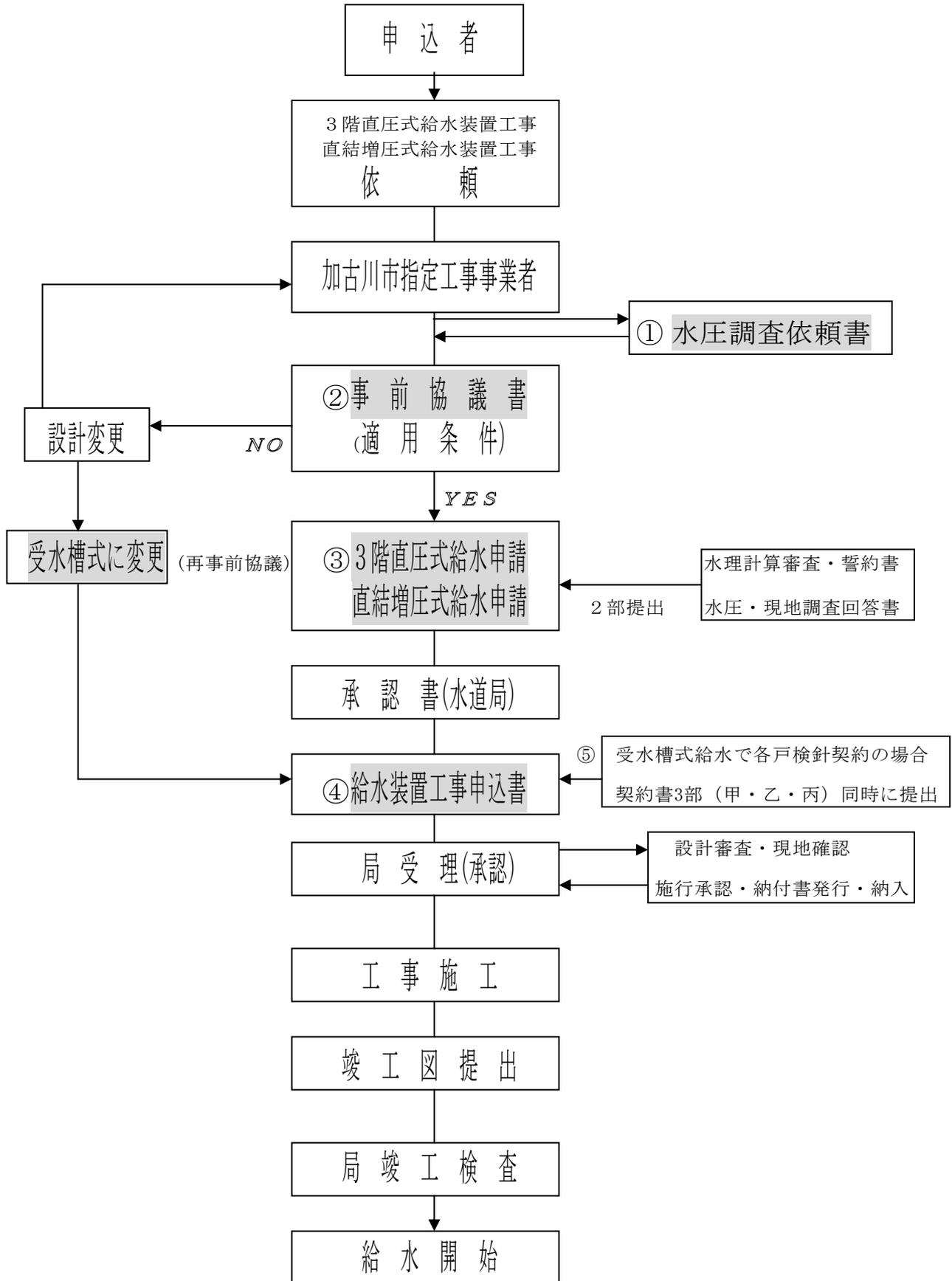
4) 事前協議内容が受水槽式給水で中高層集合住宅の場合には、事前協議後、各戸徴収の適用を受けようとするものは、水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱に基づく契約を締結することが必要です。

B 【3階直圧式給水】 C 【直結増圧式給水】

5) 3階直圧式給水及び直結増圧式給水の適用を受けようとする場合には、事前協議後、給水装置工事申込書の提出前に、3階直圧式給水申請書及び直結増圧式給水申請書（2部提出）が必要です。（別紙 各取扱要領を参照）

【事務フロー】 Oは別紙様式

A 【受水槽式】 B 【3階直圧式】 C 【直結増圧式】 給水装置工事申込の場合の施工順序



A-1【受水槽式給水】（中高層集合住宅の各戸検針）事前協議内容

受水槽式給水の場合で、中高層集合住宅における水道料金等の各戸徴収に関する取扱要綱の適用を受けようとするものは、下記事項を満たさなければならない。

1・適用住宅（事務所・テナント・雑居ビル等は対象外）

- 1) 中高層住宅 3階以上で住居を専用とする住宅。
- 2) 独身寮 3階以上で独身者が住居を専用とする住宅。
- 3) 併用住宅 3階以上で住居を専用とする住宅と事務所、店舗等の住居以外のものが混在している住宅。（住宅の戸数が、総戸数の3分の2を超える場合）

（注）施行規定第21条の2第3項

2・適用条件

受水槽以下の給水設備は、給水装置工事指針に基づき施工し、各戸に設置するメータは、当該住宅の所有者又は、使用者が責任をもって管理すること。

その他管理者が必要と認めた条件に適合していること。

（注）中高層集合住宅における水道料金戸等の各戸徴収に関する契約書

3・申請及び契約

上記適用条件を備えていれば中高層集合住宅の水道料金等各戸徴収取扱申請書に下記添付書類を添えて申請契約できる。

- ①給水設備の管理責任者選定届
- ②中高層集合住宅の水道使用者名簿（新設時は給水開始をもって充てる。）
- ③給水設備の配管図及び付属設備
- ④給水設備維持管理委託業者選定届
- ⑤その他（次記5・の書類）

申請図書（3部）を提出し、当該申請の給水装置及び給水設備を検査完了した後、別に定める契約書（申請時に3部提出、内1部印紙必要）に基づき契約する。

（注）中高層集合住宅における水道料金等の各戸徴収に関する契約書

4・各戸メータ設備 【A 受水槽式給水・B 3階直圧式給水・C 直結増圧式給水】のPS内メータの場合共通

- 1) 原則として、各戸にメータを設置する。
- 2) 設置場所は、原則としてパイプシャフト内とする。
- 3) 併用住宅においては、2階までの非住宅部分については、原則として構造上利用上独立して使用される区画（事務所等）毎に地付けメータを設置する。
3階以上の住宅の各戸メータは、パイプシャフト内とする。
- 4) メータは、正確に計量できるよう水平に取付け、検針並びに取替えが容易にできるようにする。（扉には施錠装置を設けないこと。）
- 5) 各戸のメータ廻り設備は、メータユニット仕様書の通りとする。（別紙）
他、加古川市指定の従来工法による配管とする。尚、扉に向かって右側を上流として設置する。
- 6) メータユニットは、下記業者のものを採用する。
（光明製作所・前澤給装工業・日邦バルブ・タブチ・栗本商事・新興弁栓・キッツ・ダンレン）
- 7) メータユニットは、床に直接取付けることとし、その他従来工法の場合は、床より50cm以下とし、他の配管との間隔は15cm以上保持する。
- 8) メータには、凍結防止カバーを施す。（メータ高さを考慮する。）

5・A 【受水槽式給水】の給水装置工事申込書に必要な添付図書類

- 1) 給水申込書（直圧部分の給水配管及び受水槽構造図及び、受水槽の六面点検距離を表す設置位置図）
- ※2) 住宅の区画図
- 3) 建物の付近見取図
- 4) 水量計算書
- 5) 立管系統図
- ※6) 各階平面図及び配管図
- 7) 満減水警報装置位置図
- ※8) 各タイプ別の給水装置工事配管図（平面図・立面図・タイプ別の号数名）
- 9) 承認図 ①受水槽
②ポンプ
③定水位弁（パイロット式バルブ）
④ウォーターハンマー防止装置
⑤電磁弁・ポールタップ等
※⑥メータユニット
⑦その他（流量調整弁・空気弁・ストレーナー等）
- ※10) 各戸メータ廻り（P S内）詳細図
- 11) その他

※記は、受水槽式給水で住宅部分が2/3以上等の条件に該当する、各戸検針契約の場合に添付

※各戸検針による給水申込書については、受水槽の給水申込書に各戸の区画表及び配管図を添付することで各戸の給水申込書は不要とする。

B 【3階直圧式給水】の適用条件の概要は？

3階直圧式給水取扱要領第3条（審査基準）、及び第4条（承認通知及び条件）による。

- ①標準的には、給水高さ8m（道路取付分岐地点の地盤高から）の範囲内の建物とする。
- ②配水管最小動水圧は、0.2MPa以上とする。ただし、集合住宅棟は0.25MPa以上とする。
- ③受水槽と直圧の併用は認めない。
- ④水理計算が成り立つこと。
- ⑤メータ口径は、原則として20mm以上とする。ただし、集合住宅等で各戸毎にメータを設置する場合で管理者が認めた場合にはこの限りでない。
- ⑥その他

B 申請書に必要な添付図書類

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①位置図 | ②給水装置の平面図 |
| ③給水装置の立面図 | ④建物構造図 |
| ⑤水理計算書 | ⑥誓約書 |
| ⑦維持管理誓約書 | ⑧各戸メータ廻り（PS内メータの場合）詳細図 |
| ⑨その他 | |

C 【直結増圧式給水】の適用条件の概要は？

直結増圧式給水取扱要領第3条（審査基準）及び第5条（承認通知及び条件）による。

- ①対象建物は、受水槽の設置を必要としない建物で、1日使用水量50m³まで・集合住宅については、1棟当り50戸程度とする。また10階程度までとする。
（第4条の許可できない建物を除く）
- ②分岐給水取出管口径が25mmの場合は口径75mm以上、分岐給水取出管口径が40及び50mmの場合は口径100mm以上の配水管からとする。ただし基本的には1棟とするが、2棟以上となる場合は、総戸数100戸を限度とする。
- ③直結増圧式給水方式と他の給水方式との併用は認めないものとする。
- ④直結増圧式給水装置の故障、修理及び点検時の対応のため、直圧共用水栓を設置するものとする。
- ⑤配水本管最小動水圧0.25MPa程度を維持できる配水本管より分岐できる場合とする。
- ⑥水理計算が成り立つこと。
- ⑦使用圧力が0.75MPa以下の直結増圧式給水装置で給水できる建物を対象とする。
- ⑧原則として、増圧ブースターポンプの吸込側に減圧式逆流防止装置を設置すること。
（水理計算して確認のこと）
- ⑨減圧式逆流防止装置のストレーナーの手前に泥吐き管を設置のこと。
- ⑩各戸検針となるため、各戸メータ廻りは受水槽式給水と同様の設備としオートロックを含め検針に支障がないこと。
- ⑪その他

C 申請書に必要な添付図書類

- | | |
|------------------|------------------------|
| ①位置図 | ②給水平面図 |
| ③給水系統図 | ④建物構造図 |
| ⑤水理計算書 | ⑥誓約書 |
| ⑦維持管理誓約書 | ⑧維持管理体制図 |
| ⑨増圧ブースターポンプ図 | ⑩増圧ブースター等の定期保守点検契約書の写し |
| ⑪各戸メータ廻り（PS内）詳細図 | |
| ⑫その他 | |

加古川市上下水道事業管理者 様

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

事前協議申請書 (給水装置工事)

下記の建物に給水を行いたいので事前協議を申請します。

記

1・事業名 _____

2・工事場所 _____

(位置図は別紙のとおり)

3・事業 (建築) の概要 _____

4・給水方式 _____

5・給水装置工事の概要

①水量計算 (1日の必要水量)

②工事の概要 (設計平面図・立面図は別紙のとおり)

★既設配水管口径	mm	★受水槽有効容量	m ³
★取出し管 口径	mm	★プースターポンプ口径	mm
★メータ 口径	mm		

6・工事の着手・完成予定 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

7・事業主 _____

8・事業施工業者 _____

9・加古川市指定給水装置工事事業者 _____

10・連絡先 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

加古川市上下水道事業管理者 様

申請者 住所 加古川市加古川町北在家2000氏名 加古川 太郎 ○ 印電話 079(412)3456

事前協議申請書（給水装置工事）

下記の建物に給水を行いたいのので事前協議を申請します。

言 己

1・事業名 △ △ △ マンション新築工事2・工事場所 加古川市 加古川町北在家1234-5
(位置図は別紙のとおり)3・事業（建築）の概要 集合住宅，鉄筋コンクリート造6階建，25戸4・給水方式 直結増圧式給水
(または、受水槽式給水，3階直圧式給水)

5・給水装置工事の概要

①水量計算（1日の必要水量）

別紙 水量計算表のとおり

②工事の概要（設計平面図・立面図は別紙のとおり）

★既設配水管口径	200 mm	★受水槽有効容量	m ³
★取出し管 口径	50 mm	★プースターポンプ口径	40 mm
★メータ 口径	mm		

6・工事の着手・完成予定 平成27年 6月 1日 ～ 平成28年 2月 28日

7・事業主 加古川 太郎8・事業施工業者 ▲ ▲ ▲ 建設 (株)

9・加古川市指定給水装置工事事業者

10・連絡先 住所 水道 次郎

氏名 水道 次郎

電話 079-411-1234

3階直圧式給水取扱要領

加古川市上下水道局

(目的)

第1条 この要領は、需要者のニーズに対応するため、直結直圧式給水を拡大し、小規模貯水槽水道の衛生問題を解消する等、より安全な水をするために取扱いを定めることを目的とする。

(申請)

第2条 3階直圧式給水を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、事前に加古川市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める申請書（様式第1号）に、必要図書を添付して管理者に申請しなければならない。

(審査基準)

第3条 管理者は、前条の申請があれば、次の各号に規定する基準に対する適否について審査する。

- (1) 対象建物は、受水槽の設置を必要としない3階建の建築物で、一戸建て専用住宅、戸建て小規模店舗付住宅、集合住宅、事務所ビル倉庫等、その他管理者が認めたものとする。
- (2) 前号の「3階建の建築物」、「専用住宅」、「小規模店舗」とは、次のものをいう。
 - ア 「3階建て建築物」とは、標準的には給水高さ8mの範囲内の建物をいう。
尚、給水高さは、道路取付分岐地点の地盤高から最高位の給水栓までの高さとする。
 - イ 「専用住宅」とは、専ら居住の用に共する建物で、原則として1建物1専用給水装置で使用するものをいう。
 - ウ 「小規模店舗」とは、食料品店、日用品販売店、事務所等自営の用に共するものをいい、多量に水道水を使用しない場合に対象とする。
- (3) 配水管最小動水圧は、0.2MPa以上とする。
ただし、集合住宅等は、0.25MPa以上とする。
- (4) 3階直圧式給水と他の給水方式との併用は認めない。
- (5) 戸建住宅の場合は、給水器具の主要部分は2階までに設置するものとし、3階の給水器具は最大6栓までとし、特に水圧を必要とする器具は認めない。
- (6) 設計水圧は、0.2MPaとする。
ただし、集合住宅等は、0.25MPaとする。
これにより、別に定める「3階直圧式給水指導基準」に基づき、給水装置としての水理計算が成り立たなければならない。
- (7) その他管理者が必要と認める事項。
- (8) 第3条第2項 イ)「専用住宅」・ウ)「小規模店舗」に該当する場合については、事前協議申請書及び3階直圧式給水申請を省略することができる。ただし給水装置工事申込書に3階直圧式給水申請の誓約書、維持管理誓約書及び水圧調査の回答を添付すること。

(承認通知及び条件)

第4条 管理者は、前条の審査基準に適合した場合、次の各号に規定する条件を付し承認するものとし、承認書（様式第2号）により申込者に通知する。

- (1) 水道メーター口径は、原則として20mm以上とする。ただし、各戸毎にメーターを設置する場合で、管理者が認めた場合にはこの限りでない。
- (2) 逆流の防止及び水道メーターの維持管理を容易にするため、水道メーター直近に逆流防止装置を設置する。
申込者は、設置した逆流防止装置を1年1回以上点検し、その結果を速やかに管理者に報告するものとする。
- (3) 維持管理の誓約事項を遵守する。
- (4) その他管理者が必要と認めた事項。

(承認書の添付)

第5条 申込者は、給水装置工事申込みの際、前条に定める承認書の写しを添付するものとする。

(既設の受水槽式から3階直圧式給水への改造)

第6条 現状の配管状況を調査し、加古川市の基準に適さないものは新設すること。
2. 建屋内の各立ち上り給水管には、1階部分に維持管理用のバルブを設置すること。
最上部毎に吸排気弁を設置すること。
3. 既設の給水設備(受水槽以降の配管)をそのまま流用し、3階直圧式給水として使用する場合は給水装置となるため、次の各号に規定する基準に対する適否について審査する。
(1) 配管形式、配管材料、既設メータ廻りの劣化状況。(写真を提出)
(2) 既設配管の耐圧試験(0.75MPaの1分間で水圧をかけて、チャート・写真を提出)を実施し、合格した建物。
(3) 既設の給水管径が水理計算を満たすこと。
(4) 給水設備から供給される水の水質試験を公的機関で行い、水道水の水質基準に適合していることを確認すること。
(5) 既設配管使用の場合は、既設給水装置使用承認願を添付すること。
(6) その他管理者が必要と認めた事項。

(給水装置の設計変更等による措置)

第7条 3階直圧式給水申請の承認を受けた後、給水装置の設計変更又は、所有者の変更がある場合は、申込者は、申請書に必要図書を添付して変更の申請をしなければならない。

(承認の取消し)

第8条 管理者は、対象建物が第3条の審査基準に適合しなくなった場合又は、申込者が第4条に規定する条件を遵守しない場合は、第4条の承認を取り消す場合がある。

(補則)

第9条 3階直圧式給水に係る給水装置工事の技術上の基準及び手続きについては、この要領に定めるもののほか、3階直圧式給水指導基準によるものとする。

(付則)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

直結増圧式給水取扱要領

加古川市上下水道局

(目的)

第1条 この要領は、需要者のニーズに対応するため、直結増圧式給水を拡大し小規模貯水槽水道の衛生問題を解消するなど、より安全な水を供給するために取り扱いを定める。

(申請)

第2条 直結増圧式給水を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、事前に加古川市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める申請書（様式第1号）に必要図書を添付して管理者に申請しなければならない。

(審査基準)

第3条 管理者は、前条の申請があれば、次の各号に規程する基準に対する敵否について審査する。

- (1) 対象建物は、受水槽の設置を必要としない建物で、1日使用水量50m³までとし、特に集合住宅については1棟当り50戸程度とする。また10階程度までとする。
(第4条の許可できない建物を除く。)
- (2) 直結増圧式給水の分岐可能な配水本管は、分岐給水取出管口径が25mmの場合は口径75mm以上から、分岐給水取出管口径が40及び50mmの場合は口径100mm以上からとする。
ただし、基本的には1棟とするが、2棟以上となる場合は、総戸数100戸を限度とする。
- (3) 直結増圧式給水方式と他の給水方式との併用は認めない。
- (4) 直結給水用増圧装置等の故障、修理及び点検時の対応のため、直圧共用水栓を設置するものとする。
- (5) 設計協議時に、すべて建物の使用目的が決定されている建物を対象とする。
- (6) 配水本管最小動水圧0.25MPa程度を維持できる配水本管より分岐できる場合とする。
- (7) 直結給水用増圧装置等において、水理計算が成り立つこと。
- (8) 使用圧力が0.75MPa以下の直結給水用増圧装置等で給水できる建物を対象とする。
- (9) その他管理者が必要と認めた事項。

(許可できない建物)

第4条 管理者は、前条の申請があり、次の各号に規程する建物は許可しない。

- (1) 配水本管の供給能力を超える給水量を必要とし、配水本管に水圧低下等の影響を与える恐れがある場合。
- (2) 災害、事故、渇水等による減断水時に、著しく影響を受ける用途の建物。
(例、病院・飲食店・24時間営業店舗等)
- (3) 薬品を取扱う工場など逆流によって配水本管等へ水質汚染をきたす恐れのある施設。
(例、メッキ工場・クリーニング店等)
- (4) 臨時給水する建物。

(承認通知及び条件)

第5条 管理者は、第3条の審査基準に適合した場合、次の各号に規程する条件を付し承認するものとし、承認書（様式第2号）により申込者に通知する。

- (1) 基本的には、直結給水用増圧装置の吸込側に減圧式逆流防止装置を設置すること。
(水理計算を行い確認する。)
申込者は、設置した直結給水用増圧装置及び減圧式逆流防止装置を1年に1回以上点検し、その結果を速やかに管理者に報告すること。
- (2) 維持管理の誓約事項を遵守する。
- (3) 減圧式逆流防止装置のストレーナーの手前に泥吐き管を設置すること。
- (4) 維持管理の責任分界点は、第1止水栓とする。
- (5) その他、管理者が必要と認めた事項。

(承認書の添付)

第6条 申込者は、給水装置工事申込みの際、前条に定める承認書の写しを添付するものとする。

(既設の受水槽式から直結増圧式給水への改造)

第7条 現状の配管状況を調査し、加古川市の基準に適さないものは新設すること。
2. 建屋内の各立ち上り給水管には、1階部分に維持管理用のバルブを設置すること。
最上部毎に吸排気弁を設置すること。
3. 既設の給水設備（受水槽以降の配管）をそのまま流用し、3階直圧式給水として使用する場合は給水装置となるため、次の各号に規定する基準に対する適否について審査する。
(1) 配管形式、配管材料、既設メータ廻りの劣化状況。（写真を提出）
(2) 既設配管の耐圧試験（0.75MPaの1分間で水圧をかけて、チャート・写真を提出）を実施し、合格した建物。
(3) 既設の給水管径が水理計算を満たすこと。
(4) 給水設備から供給される水の水質試験を公的機関で行い、水道水の水質基準に適合していることを確認すること。
(5) 既設配管使用の場合は、既設給水装置使用承認願を添付すること。
(6) その他管理者が必要と認めた事項。

(給水装置の設計変更等による措置)

第8条 直結増圧式給水の承認を受けた後、給水装置の増設、改造又は所有者の変更がある場合は、申込者は申請書に必要図書を添付して変更の申請をしなければならない。

(承認の取消)

第9条 管理者は、対象建物が第3条の審査基準に適合しなくなった場合又は、申込者が第5条に規定する条件を遵守しない場合は、第5条の承認を取り消す場合がある。

(補則)

第10条 直結増圧式給水に係る給水装置工事の技術上の基準及び手続きについては、この要領に定めるもののほか、直結増圧式給水指導基準によるものとする。

(付則)

この要領は、平成12年6月1日から施行する。
この基準は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

二 給水タンク及び貯水タンク

給水タンク及び貯水タンクに関する規定は、令第129条の2の5第2項「飲料水の配管設備」第五号にもあるが、本告示の規定は、これらタンクの構造上及び設置上の欠陥、又は維持管理上の不備などに起因すると考えられる飲料水の汚染事故が発生していることにかんがみて設けられたものであって、本告示の中では特に重要な事項の一つとして詳細に定められた。

本告示が定める規定に適合する給水タンク等の設計、施工については十分な注意が必要である。

また、ここでは、給水タンク等の構造を、これらタンクの設置位置に応じて、すなわち建築物の内部、屋上又は最下階の床下などの場所に設置する場合と、これらの場所以外の場所に設置する場合とに分けて規制することとしている。

イ 建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合においては、次に定めるところによること。

ここでは給水タンク等が設置される場所を具体的に列挙している。これらの場所に設置される給水タンク等の構造上の規定が(1)から(9)にわたって定められている。

(1) 外部から給水タンク又は貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。

本規定及び次の(2)の規定から、給水タンク等の構造は、具体的には、床置型に代表される構造形式となる。

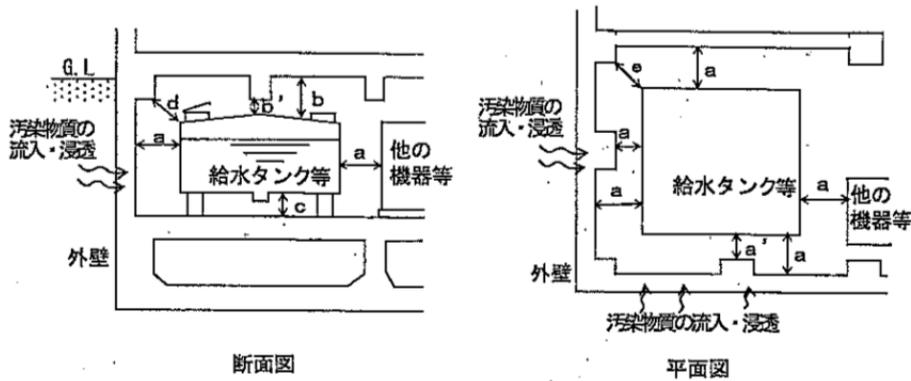
本規定の目的の第一としては、給水タンク等の外部から当該タンクへの汚染物質の流入、浸入等によるタンク内飲料水の汚染防止であり、目的の第二としては、当該タンクへの保守点検のために必要な空間を確保することである。そしてこの空間は給水タンク等の天井、底又は周壁等、タンクを構成するすべての部分にわたって確保されなければならない。例えば給水タンク等の形状が直方体である場合には、6面すべての面の表面と建築物の部分又は他の機器類との間に必要な空間が確保されていないといけないわけである。

すなわち、給水タンク等の外部から汚染物質が流入したり、浸透したりするおそれのある箇所の点検又はタンクからの漏水の疑いが生じた場合の漏水箇所の点検、さらには損傷箇所の修繕の作業等が容易に行えるような空間の確保が要求されているのである。

必要な空間は、保守点検、工具等の搬出入、人の出入り等が容易かつ安全に行えるような寸法とする。具体的には図2-6を参照されたい。

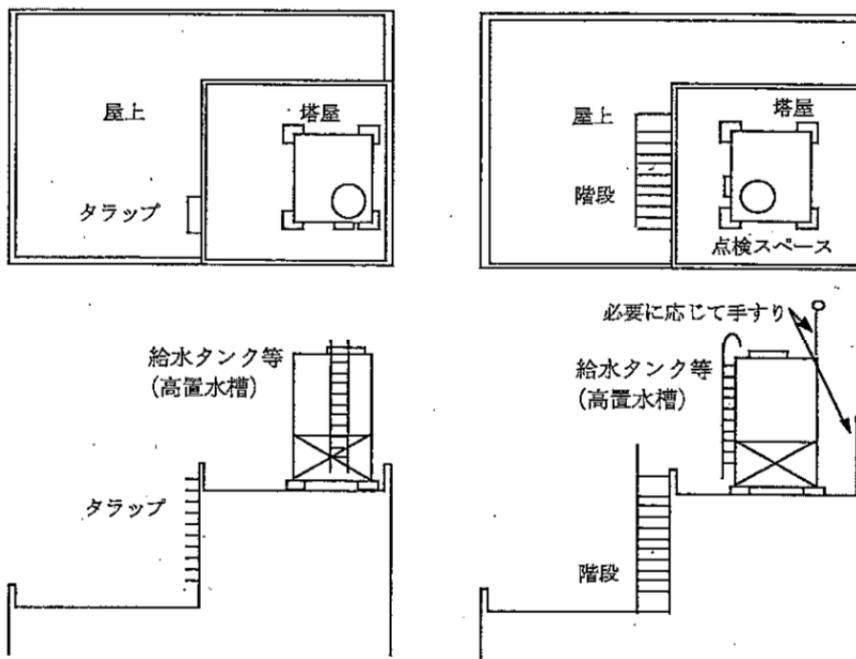
高置タンクの場合についても同様に、タンク周囲に空間が確保される必要があり、塔屋に水槽室を設けその中に設置することが望ましい。

高置タンクを塔屋屋上に設置する場合、タンク周囲にスペースがなく、柵等もないと保守点検上非常に危険である（図2-7(a)参照）。保守点検用の用具を携帯するのに十分な保守空間及びそこにいたる通路が安全に確保されることが必要であり、転落防止用の柵も必要に応じて設置しなければならない。また、塔屋屋上に昇降するのに簡易なタラップのみの場合は危険であり階段を設けることが望ましい（図2-7(b)参照）。



a, b, c のいずれも保守点検を容易に行い得る距離とする（標準的には a, c \geq 60cm, b \geq 100cm）。また、梁・柱等がマンホールの出入りに支障となる位置としてはならず、a', b', d, e は保守点検に支障のない距離とする（標準的には a', b', d, e \geq 45cm）。

図 2-6 給水タンク等の設置位置の一例



(a) 危険なタンクの設置例

(b) 安全なタンクの設置例

図 2-7 給水タンク等（高置水槽）の設置例

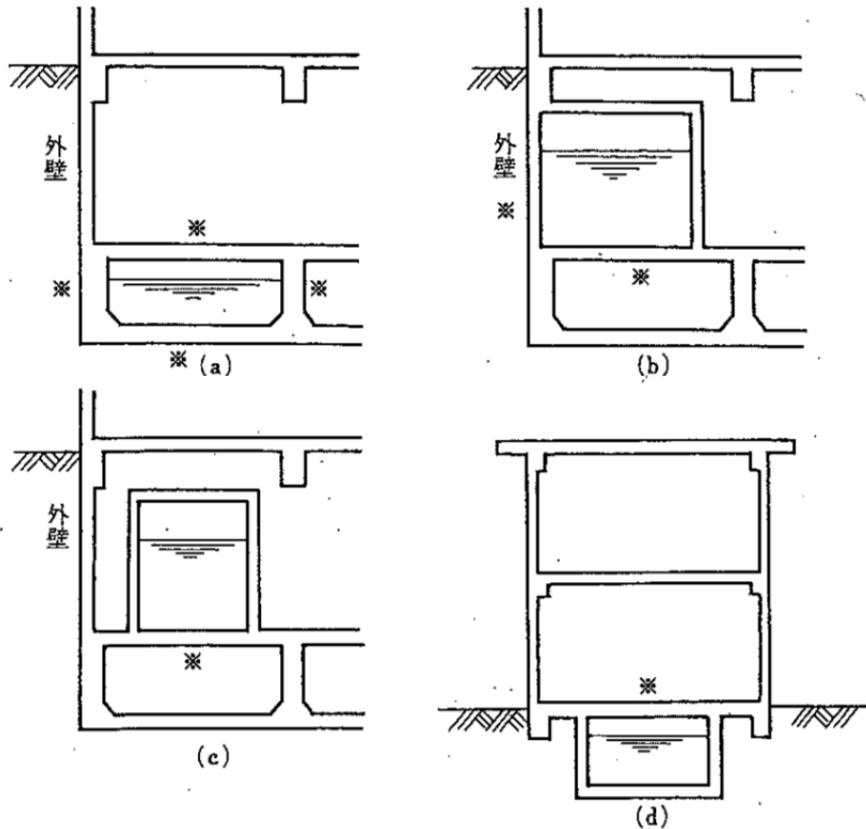
なお、給水タンク室等の内部は常に十分換気されていなければならない。

(2) 給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。

建築基準法第 2 条（用語の定義）第一号に示されているごとく、建築設備は建築物に含まれている。しかし、給水タンク等自体は飲料水を貯留するための容器としてまったく独立して存在するものでなければならない。したがって、本規定は、給水タンク等の天井、底又は周壁は建築物のどのような部分とも兼用できないことを示している。先の(1)についての解説の際に述べたように、給水タンク等の構造を床置型と想定したゆえんもここにあるわけである。

かつては、建築物の地下階や、最下階の床下などに給水タンク等を設ける場合には、当該タンク

の天井又は周壁は、建築物の床スラブや外壁などを兼用することが一般的であったため、タンク外部から衛生上有害な物質の流入・浸透の危険が多く、このような事故も発生した。このような危険を排除するために給水タンク等の天井、底又は周壁と建築物の他の部分との兼用を禁止することにしたものである（図2-8参照）。



(a), (b), (c), (d)いずれも※の部分が建築物の床スラブや、外壁などを兼用しているの
で、第1第二号イの(2)に適合しない。

図2-8 建築物の一部を兼用している給水タンク等の設置例

(3) 内部には飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。

かつては、建築躯体の二重スラブ部分を利用した受水タンクにおいては、タンク内部の上部に飲料水以外の配管が設置されていて飲料水が汚染された事例もあった。給水タンク等の内部に飲料水以外の配管をすると、管の腐食・亀裂や施工不良、地震等による継手部分のゆるみなどにより漏水し給水タンク等が汚染される危険性がある。したがって、このような衛生上有害な物質の流入の危険性がある配管を禁止したものである。

ここでいう飲料水の配管設備は給水タンク等に接続する給水管、揚水管、オーバーフロー管等の配管設備のみに限定すべきである。したがって、給湯設備の膨張管は高置タンクに接続せず安全な場所に開放する。

飲料水の配管設備には、給水タンク等と水源を同一にした、あるいは飲料水配管設備に接続された消火設備等の配管設備も含まれるが、これについては、令第129条の2の5第2項第一号の解説を参照されたい。

既存タンクの内部には、他の配管が貫通した例がみられるが、これらは取り除くことが望ましい。

- (4) 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールを設けること。ただし、給水タンク等の天井がふたを兼ねる場合においては、この限りでない。
- (イ) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等（以下「圧力タンク等」という。）に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。
- (ロ) 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。

ここでは、マンホールの設置と、設置すべきマンホールの大きさを規定している。

ただし、給水タンク等の天井が、それ自体ふたとなっていて、取り外すことができる構造、又は開口できる構造となっている場合にはマンホールは必ずしも必要としない。

マンホールの構造としては、次に示す条件を満足するような措置を講じておく必要がある。ただし、圧力タンクのように内部が加圧されているものに関してはこのような措置は必要としない。（図2-9参照）。

- ① 保守点検をする者以外の者が容易に開閉できないような構造のものであること。
- ② 風圧や振動で容易にはずれたり、すきまができないような構造のものであること。
- ③ ほこり、その他衛生上有害なものが入らない構造のものであること。
- ④ タンク外部の清掃の際の汚れた水など、飲料水以外の水が流入しないよう密閉できる構造のものであること。

具体的には、マンホールの上縁が水槽上部と同一面であると雨水、清掃の時の洗浄水、ほこり等の浸入が考えられるので、タンクの天井より10cm程度立ち上げる。また、雨水等の流入防止を考慮してマンホールはパッキン入り若しくはすきまのない構造とし、みだりに開閉できないように施錠できるものとする。

なお、給水タンク等の天井面は1/100程度の勾配をつけることが望ましい（図2-10参照）。

マンホールの大きさに関しては、その形状が円形でなく、例えば矩形の場合は、60cm以上の円が内接することができるものであればよい（図2-11参照）。

このようにマンホールに大きさを規定したことは、給水タンク等の内部の保守点検を容易に行えるようにすることが目的である。

また、大きな給水タンク等の場合は、マンホールを2つ以上設けることが望ましい。

なお、小規模な給水タンク等とは、物理的に60cm以上の円が内接することができるマンホールを設けることができない場合である。

既存の給水タンクでマンホールのないものは、マンホールを設置することが望ましい。

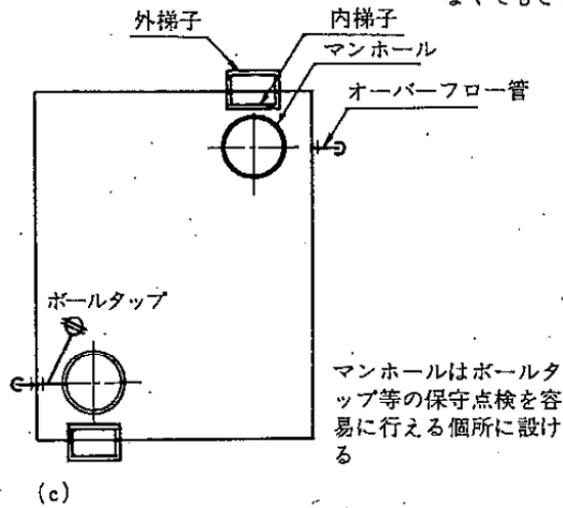
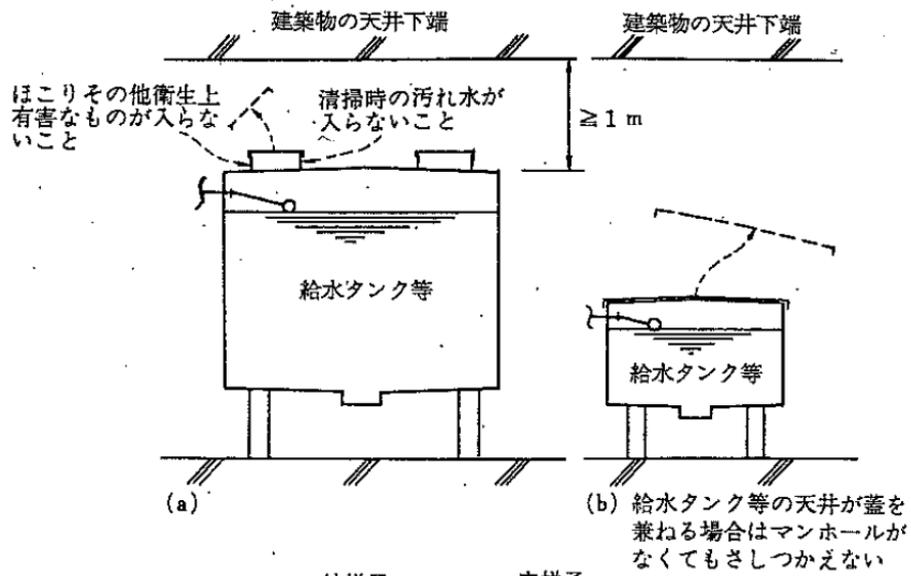


図2-9 マンホールの取付け例

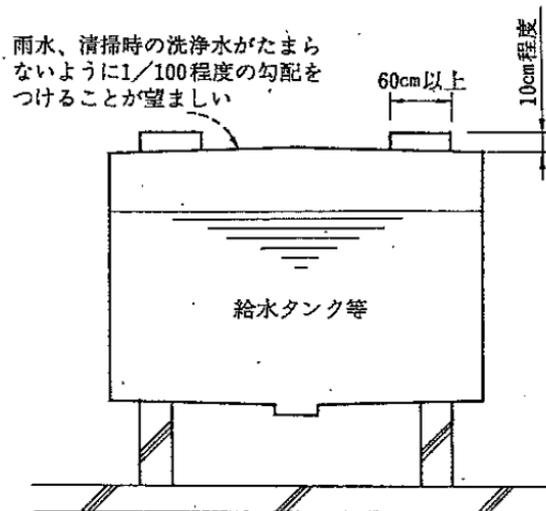
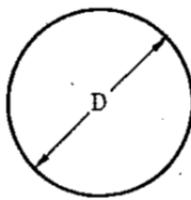
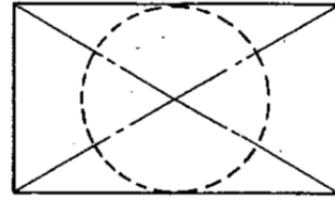
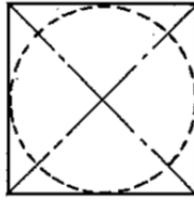


図2-10 マンホールの取付け



$D \geq 60\text{cm}$



直径60cm以上の円が内接できる大きさ

図2-11 マンホールの大きさ

(5) (4)のほか、水抜管を設ける等内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

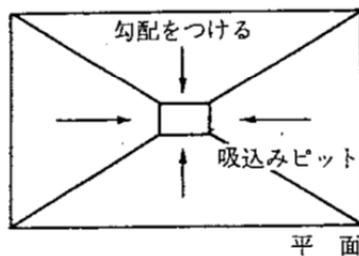
本規定は給水タンク等の清掃のため、タンク内の水を完全に排除するために必要な措置等を定めたものである。水抜管の設置は、必要な措置のうちの1つを示している。このほかに必要な措置としては、タンク底部に1/100程度の勾配をとること、排水溝を設けること、さらには吸込みピットを設けることなどである。

勾配のとり方、排水溝、吸込みピット等の設置方法については規定に示されていないが、いずれにしても、給水タンク等の内部を常に衛生上安全な状態に保つための清掃が容易に行えるような万全の措置を講ずることが必要である(図2-12参照)。

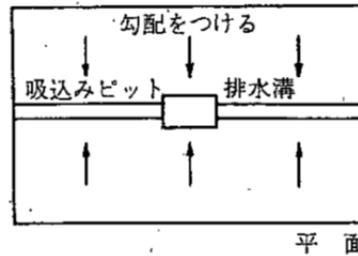
なお、タンク内の水の排除は水抜管を経て行われるが、水抜管の管端は一般排水管に直接接続せず、間接排水(本告示第3第一号口参照)としておかねばならない。

また、水抜管は、タンク内の水をポンプで汲み上げることができる措置等の水抜管に替わる他の方法が講じられている場合には、必ずしも必要ではない。

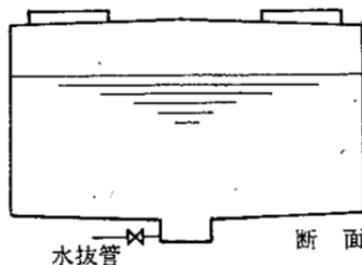
給水タンク等は、清掃時に衛生上支障をきたす断水を防ぐことができるような措置を講じておくことが望ましい。すなわち、給水タンク等を2以上のタンクに分割して設けるか、又はタンク内部に隔壁を設ける等の措置が、断水をせずに清掃を行うために有効である(図2-13参照)。



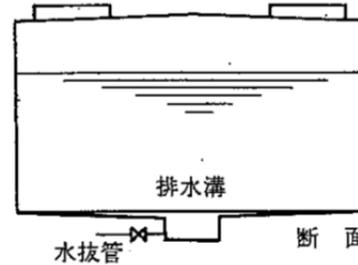
平面



平面



(a) 排水溝のない場合



(b) 排水溝のある場合

図2-12 水を抜くことができる構造

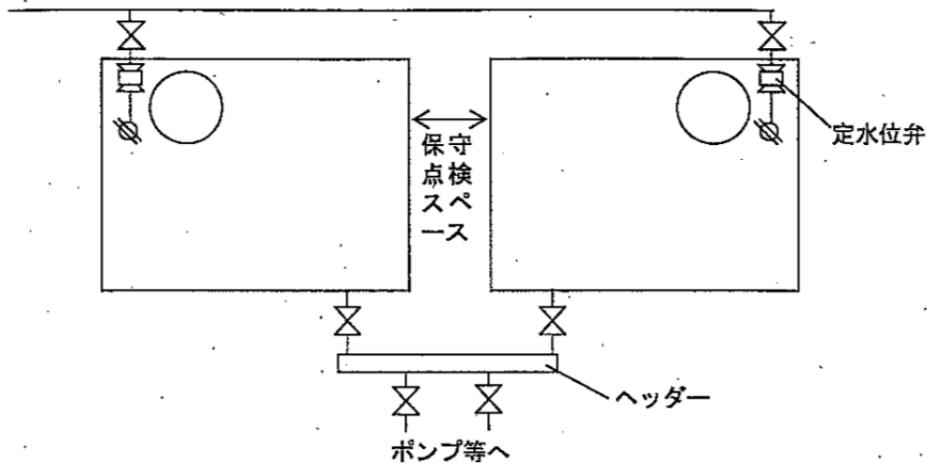


図 2-13 断水せずに給水タンク等を清掃するための措置

鉄板製タンクの場合、隔壁が1枚であると、片方を空にした状態での清掃時に結露し、塗装の塗りかえに支障をきたすので、隔壁を2枚入れて中間に空気層を設けるか、断熱材を挿入するとよい。この場合この空間は保守点検のための空間とはみなさない。

給水タンク等を2以上のタンクに分割して設ける場合は、これらタンクの設置間隔は、タンクの保守点検を容易に行うことができることを考慮したものでなければならない。さらに給水タンク等を経由して給水される飲料水が、給水タンク内で滞留し、停滞水となる箇所が生じないように配慮も必要である。例えば、水位制御をボールタップで行っている場合、ボールタップの給水開始高さを2槽等しくすることが困難なので、水位が下がっても給水開始位置が高く設定されている方の水槽にのみ給水が開始されて両方の水位が上昇し、もう一方の水槽に給水されない状態となる。この状態を防ぐには、水位制御を電極制御とすることである。

(6) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。

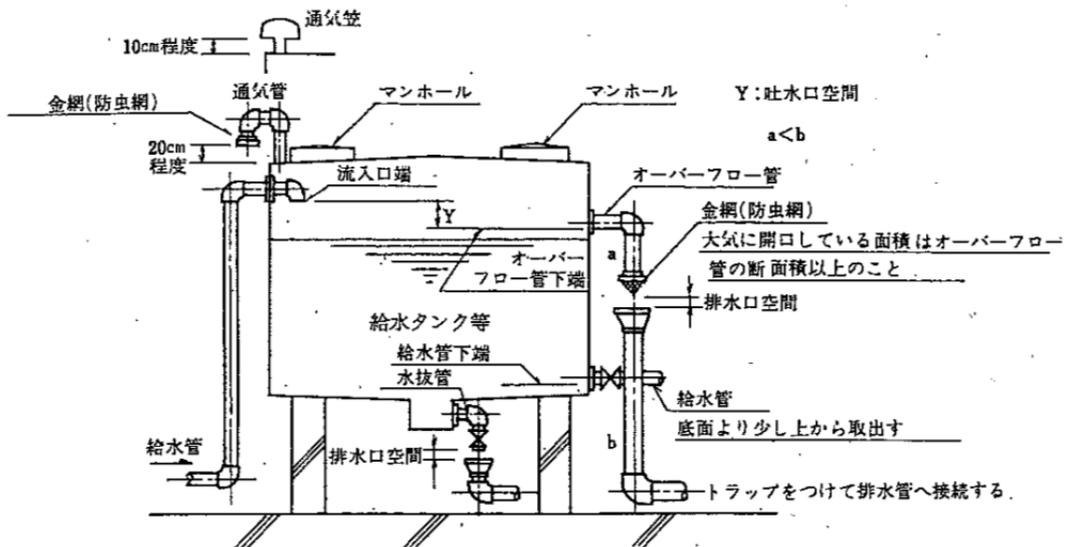


図 2-14 オーバーフロー管及び通気管の例

オーバーフロー管の設置とその構造を規定している（図2-14参照）。オーバーフロー管が給水タンク等の設置上不可欠な設備であることはいまでもないが、その管端は間接排水とするため有効な排水口空間を確保して大気に開口しておかなければならない。

このオーバーフロー管の管端開口部からほこりその他衛生上有害なものがタンク内部に侵入するおそれがある。このようなことを防止するための有効な措置をオーバーフロー管に対して講じておくこととしている。

有効な措置としては、管端開口部に防虫網などを取り付けるか、又は間接排水箇所の管端と排水系統の水受け容器の間を防虫網などで覆う方法がある。

しかし、このような方法による場合、防虫網を取り付けることによりオーバーフロー管の有効断面積が縮小し、排水時の支障、又は間接排水箇所の排水口空間の保持に対する支障などが生じないように注意を払う必要がある。

また、流入口端とオーバーフロー管の下端との間に必要な吐水口空間を確保する。吐水口空間については、令第129条の2の5第2項第二号の解説を参照されたい。

(7) 最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し警報する装置の設置その他の措置を講じること。

図2-15に示すように、最下階の床下のタンク室などの浸水が溜まるような場所に給水タンク等を設ける場合は、オーバーフロー管から水が溢れる等の浸水により、給水タンク室が水浸しになり、オーバーフロー管から進入水が給水タンク等の内部に入り、飲料水が汚染されても気付かずに使用されるおそれがあるので、漏水検知器等の浸水を検知し警報する装置を設置する。

一般的には、給水タンク等の清掃時の水抜きなどのために排水ポンプが設置されるが、その場合でも、排水ポンプの故障等を考慮して、浸水を検知し警報する装置を設置することが必要である。この場合の浸水を検知し警報する装置には、排水槽に設置する満水警報装置を利用してもよい。

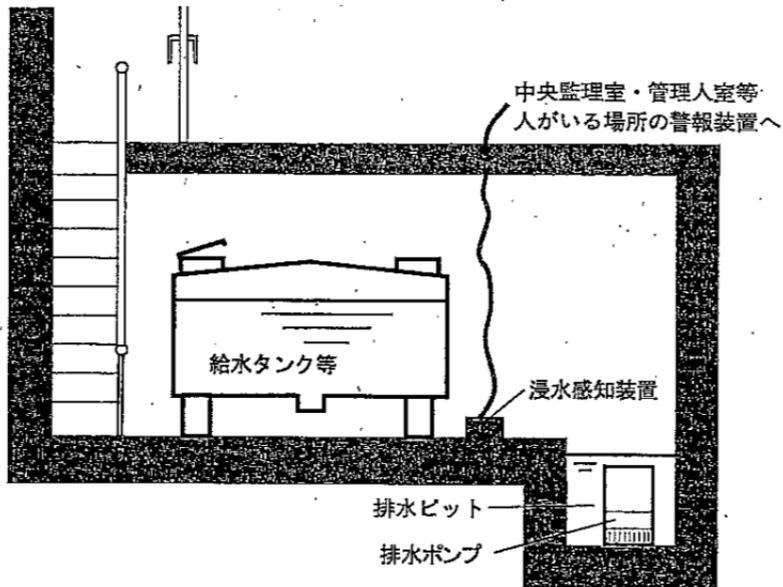


図2-15 浸水のおそれのある場所の警報装置例

(8) 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2 m³未満の給水タンク等については、この限りではない。

ここでは通気のための装置の設置を規定し、かつ、この装置は衛生上有害なもののタンク内への浸入を防止できること、しかも、通気のための機能が有効に働くことなどの条件を満たすものでなければならない。

図2-14に示したオーバーフロー管の場合と同様、有害物質の侵入を防ぐ方法としては、防虫網などによることが多いが、この防虫網によって通気のために必要な有効断面積が縮小され、通気装置の機能低下をきたすことがないように注意しなければならない。

通気装置の開放場所は通気管の場合は室内でもよいが、室が狭い場合には、室内の換気を十分に確保しないと、通気管からの塩素によって、室内の鋼やステンレス鋼の部材の腐食が発生する。なお、排風機を設ける場合には、外気に直接開放する必要がある。

有効容量は最高水位（オーバーフロー管の下端等）と最低水位（給水管の下端等）との間を有効深さとして算出する。

(9) 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。

給水タンク等の上には機器類を設置することは避けるべきであるが、やむを得ず上部の空間を利用してポンプ等を設置する場合の注意事項である。給水タンク等の上部に鉄骨架台を設ける等によりポンプ等を設置した場合、給水タンク等が汚染されるおそれがある。このような場合床を設けるとか、受け皿を設ける等の措置が必要である（図2-16参照）。

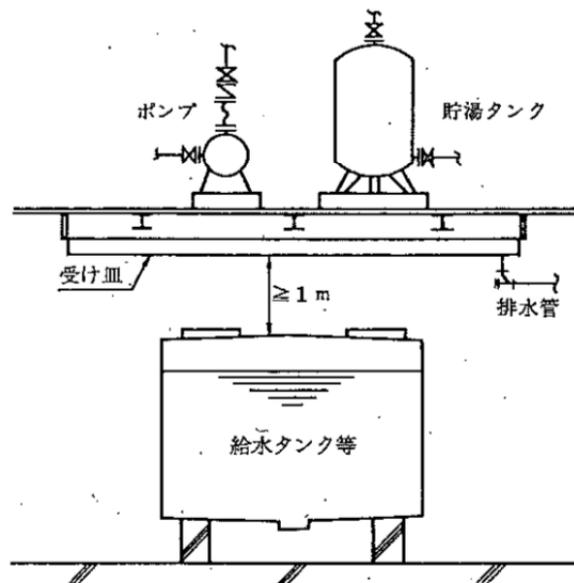


図2-16 給水タンク等の上部に機器類を設置した場合の措置例

排水管、油管、消火管、冷温水管等も給水タンク等の上に通さないのが原則であり、通さざるを得ない場合は、給水タンク等が汚染されないような措置を講じなければならない。

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

イの場所以外の場所に給水タンク等を設ける場合について示されることになるが、イの場所以外の場所とは、具体的には建築物の外部ということになり、給水タンクは建築物とは密着せず、分離独立して設置されるものである。

(1) 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満である場合においては、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによること。

給水タンク等の底が地盤面下であり、なおかつ当該給水タンク等から衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5 m未満である場合には、イの(1)及び(3)から(8)までに定めるところによることとなっている。

なお、隣接地における衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの距離については、隣接地における当該施設の位置、構造また設置予定等、必ずしも的確には予測し難いので、原則としては隣接地については隣地境界線までの距離をもって判断する必要があるが、隣接地の土地利用状況が明らかであり、かつ、衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設が存しない場合には、必ずしも隣接境界線まで5 m以上の距離をとる必要がない場合もある。

給水タンク等の底が地盤面下にあるということは、タンクが地中に埋設あるいは半埋設された状態が考えられる。この場合、タンクから近い位置に規定の中で示されているような施設がある場合には、もしこれらの施設から衛生上有害な物質が流出した場合、給水タンク等は衛生上危険な状態におかれることとなる。

このような事態の発生を防止するためには、イの(1)の規定に従って給水タンク等は設置される必要がある。すなわち、建築物の外部に設置された給水タンク等は、規定に示された条件の下では、給水タンク等の外部から天井、底又は周壁の保守点検が容易に行えるように設置されなければならないわけである。そしてこのためには、タンク室を築造し、このタンク室に給水タンク等は設置される必要がある。

(3)から(8)の規定で定めたマンホール、水抜管、オーバーフロー管、通気のための装置等は、給水タンク等には必要な設備であり、これらを規定に適合させ設置することは当然である。

(2) (1)の場合以外の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。

(1)の場合以外の場合とは、次のI)又は2)の条件を満たす場合である。

1) 給水タンク等の底が地盤面、又は地盤面より上にある場合

2) 給水タンク等からくみ取便所の便槽等衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5 m以上である場合

以上に示した1)、2)の場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところとなっており、給水タンク等の構造形式を床置型として定められたイの(1)及び(2)の規定は除かれている。

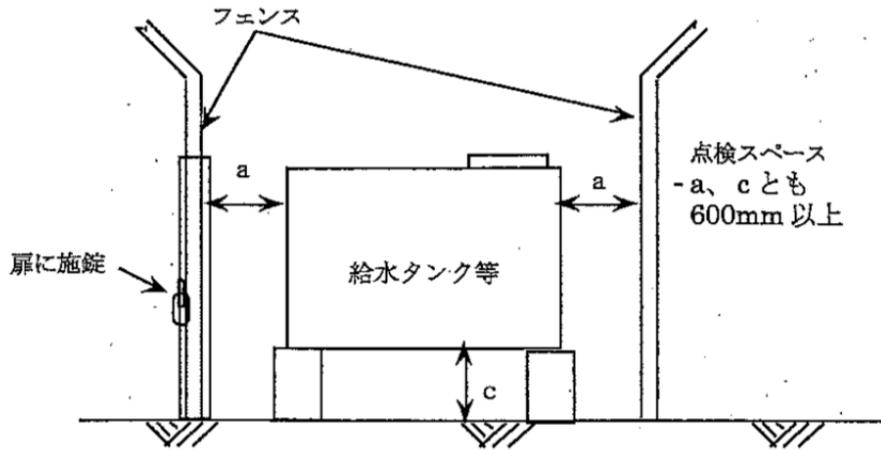


図2-17 給水タンク等を外部に設置する例

しかし1)の場合でも、給水タンク等の天井及び周壁を容易にタンクの外部から保守点検できる空間の確保は必要である。

1)及び2)の場合のいずれも、イの(3)から(8)までの規定によらなければならないので、マンホールを設置することのほか、水抜管、オーバーフロー管等も、衛生上支障が生ずることのないように設けなければならないわけである。

(1)、(2)のいずれの場合でも、図2-17に示すように、関係者以外が立ち入ることができないような措置を講じて、イの場合と同様に点検スペースを取って設置することが望ましい。

給水装置工事指針

昭和 54 年度 初版 (1979)
昭和 62 年度 改訂版 (1987)
平成 4 年度 (ハンドブック)
平成 4 年度 修正版 (1992)
平成 12 年度 改訂版 (2000)
平成 17 年度 改訂版 (2005)

給水装置工事施行基準

平成 30 年度 初版 (2018)

発行 加古川市上下水道局配水課給水係
〒675-8588
兵庫県加古川市野口町良野 398 番地の 1
TEL.079-427-9322
